

平成20年第1回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成20年3月7日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員  
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一  
書 記 間 所 勝  
書 記 松 井 幸 子  
書 記 久 保 敏  
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員  
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員  
1番 佐 藤 靖 議員  
2番 植 松 正 一 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 川 村 幸 栄 議員  
5番 大 石 健 二 議員  
6番 佐々木 寿 議員  
7番 持 田 健 議員  
8番 岩 木 正 文 議員  
9番 駒 津 喜 一 議員  
10番 佐 藤 勝 議員  
11番 日 根 野 正 敏 議員  
12番 木 戸 口 真 議員  
13番 高 見 勉 議員  
14番 渡 辺 正 尚 議員  
15番 高 橋 伸 典 議員  
16番 山 口 祐 司 議員  
17番 田 中 好 望 議員  
18番 黒 井 徹 議員  
20番 川 村 正 彦 議員  
21番 谷 内 司 議員  
22番 田 中 之 繁 議員  
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君  
副 市 長 今 尚文 君  
副 市 長 小 室 勝治 君  
総 務 部 長 中 尾 裕二 君  
生活福祉部長 佐々木 雅之 君  
経 済 部 長 手 間 本 剛 君  
建設水道部長 野 間 井 照 之 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 和 田 博 君  
教 育 長 藤 原 忠 君  
教 育 部 長 山 内 豊 君  
市立総合病院院長 内 海 博 司 君  
市立務部局長 内 海 博 司 君  
市立務局学長 三 澤 吉 巳 君  
会 計 室 長 成 田 勇 一 君  
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

本日の会議に宗片浩子議員より遅延の申し出がありましたので、御報告をいたします。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

8番 岩木正文 議員

20番 川村正彦 議員

を指名いたします。

---

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

道路特定財源について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、道路特定財源の一般財源化、道路中期計画の見直し、暫定税率の廃止についてお伺いをいたします。道路特定財源とは、言うまでもなくガソリン税、自動車重量税など自動車関連の税金を道路建設、整備だけに使う仕組みになっています。国道と都道府県道の舗装率が5%しかなかった55年も前の1953年に整備が急務だという理由でスタートした制度です。そして、その本則税率を倍に増税している暫定税率も暫定といながら、導入から既に30年以上が経過しています。今福田内閣は、この道路特定財源と暫定税率を維持して、今後10年間に総額59兆円も使おうという道路中期計画で、際限のない大型道路建設を進めようとしています。しかし、この間の国会での審議の中で、なぜ道路だけ特別扱いし、特定財源にこだわるのかとか、道路特定財源の皆さんな使われ方も次々と明らかになりました。道路中期計画の中では断然トップの59億円の36%を使い、地域高規格道路と高規格幹線道路をあ

わせて建設する高速道路の総距離が約2万1,000キロになるというとてもない計画であることなどが明らかになりました。この2万1,000キロの中には名寄一稚内間も含まれているわけですが、さらに福田首相や冬柴国交相も認めた全国一の大赤字路線と言われた東京湾アクアラインがある東京湾には第二のアクアラインと言われる東京湾港道路をつくる計画があり、これを含めて6つもの超大橋計画もあることも明らかになりました。そもそもこの壮大な計画が生まれたのは20年前の中曽根内閣が閣議決定をした第四次全国総合開発計画で、バブル時代の発想によるものでした。公共事業問題に詳しいあるジャーナリストは、道路建設による経済的波及効果は当時より違ってきている。政府がこれからつくろうとしている高速道路は、通行量の増加が望めず不採算の道路ばかり、道路特定財源という自動的にお金が入ってくる仕組みがあるために高速道路が際限なく建設されていくと語っています。道路特定財源が高速道路を際限なくつくり続ける自動装置となっていることを指摘しているわけです。こうしたことが住民にとって本当に必要な道路の維持、修繕予算は削られ、住民の身近で緊急な道路整備予算が組めない現状をつくり出しているのではないのでしょうか。

この名寄市でも多くの市民の皆さんが望んでいる市街地における道路整備や冬期間の通学路などの歩道の確保、老朽化が進む橋梁の保全など緊急課題がなかなか進まない状況にあります。よって、道路特定財源は廃止し、一般財源化して道路にも福祉、教育、暮らしにも使えるようにすべきと考えます。また、10年間に59兆円も使う道路中期計画は見直し、費用対効果の乏しい無駄な道路計画は中止して、暫定税率を廃止しても地方財源を確保できるようにすべきと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、市立病院と自治体病院等広域化・連携構想についてお伺いをいたします。北海道が進める

自治体病院再編構想についてお伺いをします。道が昨年10月に発表し、12月に最終案としてまとめられた自治体病院等広域化・連携構想案が医師不足と財政悪化を理由として、現在ある94の自治体病院のうち38の町立病院の診療所化と土別も含めた9つの市立病院の縮小を明示したことは、我がまちから病院がなくなってしまうと各地域に強烈な衝撃と不安を広げています。道の構想案は、国のガイドラインの先取りで進められています。昨年12月総務省に設置された公立病院改革懇談会は、自治体が行っている病院事業の経営効率化を求める公立病院改革ガイドラインを取りまとめました。同時に、総務省は各自治体に対して08年度中にガイドラインを活用した公立病院改革プランの策定を求める通知を出しています。このプラン策定のためにガイドラインは、次の3つの視点を提起しています。1つは経営の効率化、2つには病院機能の再編とネットワーク化、3つには経営形態の見直しです。経営効率化では、3年間で病院の経営の経常収支が黒字になる計画を策定することが必要となっています。特に病床利用率が3年連続して70%以下、北海道では80%となっていますが、この70%以下の病院には病床数の削減、診療所化などの抜本的な見直しを行うことが適当としています。医師確保が難しい中で80%のベッドを稼働させるのは容易なことではありません。そもそも自治体病院は、地域の実情に応じ、人口が少ない不採算地域での高度医療、救急医療、小児医療、産科医療など民間病院では経営が成り立たない医療過疎地域で、住民の命と健康を守る役割を果たしています。国民の命と健康に直接かかわる事業に対して、採算性を基準にした議論は適切ではないと考えます。もちろん効率性や節約が求められるのは当然のことです。しかし、この間の経営不振には診療報酬の引き下げや医師不足、さらに自治体病院に対する地方交付税の大きな削減があると考えます。こうした医師不足や財政難を招いた道と国の責任は重いもの

があると思います。このことを不問にしたまま構想案の押しつけは納得がいきません。

そこで、お聞きいたします。こうした国のガイドラインを受けて全国のトップを切って大再編に乗り出した北海道の自治体病院広域化構想について改めて見解をお伺いしたいと思います。さらに、自治体病院に対する地方交付税の近年の推移についてもお知らせいただきたいと思います。

次に、市立病院の診療体制の充実など利用者サービスについてお伺いをいたします。各科の医師の確保、医療ソーシャルワーカーの新規採用などの診療体制の報告を受けました。さらに、看護スタッフの補充についても積極的に取り組むとのことでした。関係各位の努力に感謝をして、地方センター病院としての役割を果たしていられることに大いに期待をしているところです。

さて、先日の報道によりますと、札幌市産婦人科医会が各病院の負担が重く、これ以上は担い切れないとして、初期救急の医療機関から重症者を受け入れる2次救急から撤退を市に申し入れたとありました。妊婦のたらい回しが大きな問題になっているときだけに大きな衝撃を与えました。市立病院の産科では医師の確保ができていたのですが、旭川以北稚内までで唯一お産のできる病院となっています。過重負担になりかねません。

そこで、助産師が医師と役割分担して妊婦健診や保健指導を行う助産師外来への取り組みについてお聞きをいたします。現在市立病院では、助産師は何名配置されているのか、また助産師外来を開設する意向はあるかお聞きしたいと思います。

2つ目に、透析患者さんに対する対応についてお聞きいたします。現在名寄市立病院において行われている透析について、ベッド数、患者数、医師、看護師、透析時間等をお知らせいただきたいと思います。

3つ目に、各科外来の待合についてお聞きいたします。診療科によっては、ほかの人の目につきたくないという思いもあります。プライバシーを

守るという点からも配慮が必要ではないでしょうか。今の状態では配慮が感じられません。この点について改善していく考えがあるかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度と国保税についてお伺いをいたします。後期高齢者医療制度の周知について、まずお伺いをします。いよいよ4月から実施されようとしています後期高齢者医療制度ですが、広報や関係部課の皆さんの積極的な出前説明会で大分周知がされてきているかと思いますが、さきの説明では説明会は49回との報告がありました。参加人数についてもお知らせをいただきたいと思います。また、参加者の皆さんの感想や質問事項など、説明を聞かれての反応などをお聞かせいただきたいと思います。私がお話をした皆さん方の中では、75歳で後期、前期と分けて別の保険になるなんて失礼だ、介護保険も引かれているのにまた年金から引かれるのか、どれだけ年寄りをいじめたら気が済むのだなど怒りはおさまりません。衆議院では、2月28日日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が後期高齢者医療制度を廃止する法案を提出いたしました。制度導入そのものを撤回させる内容です。同じく4月から実施される予定の70から74歳の病院窓口負担の2割への引き上げや前期高齢者、65歳から74歳の国保税の年金天引きを中止することとしています。こうした動きは、国民の声が国会を動かしたと言えると思います。

次に、国保税率の見直しについてお伺いをいたします。平成19年度賦課の見直しと後期高齢者の制度移行によって国保税率の見直しが進められていますが、見直しの内容、進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

最後に、コープさっぽろの進出による中心市街地活性化についてお尋ねをいたします。まず最初に、名寄駅横に出店の意向を表明しているコープさっぽろの出店理由についてお伺いしたいと思います。このコープさっぽろの進出についての話題

になると、必ずというほどどうして名寄に来るのか、こういった話になります。ことしあの大きなポスフル店がオープンするのに、何が目的で名寄に来るのだろうか。この限られた地域で、幾ら大学が4年制になって学生さんがふえるといっても2つの大型店を潤すほど購買力が大きくなるだろうか。収益が上がらなければ営利を目的とする企業であるわけだから、数年後には簡単に撤退してしまうのではないかなどなど不安は尽きません。

そこで、コープさっぽろが示している進出理由、店舗面積や売り上げ目標など、進出計画など詳しい内容おわかりであればぜひお知らせいただきたいと思います。

また、市政執行方針の中で、市長はバスターミナルとの複合施設など総合計画との整合性、中心市街地活性化との関係、地域の小売業者へ影響等を商工会議所など関係団体と検証し、慎重に対応したい。早急に考え方をまとめなければならないと述べられていますが、具体的な進捗状況などについてもお知らせいただきたいと思います。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま川村議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は病院事務部長、3点目は生活福祉部長、4点目は経済部長からそれぞれ答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、私からは道路特定財源にかかわって何点かお尋ねをいただきましたので、一括してお答えをさせていただきます。道路特定財源の一般財源化についてであります。北海道内、とりわけ道北地方においては道路整備がおこなわれている現実がありまして、仮に一般財源化になるとしますと歳入の減少はもとより、期成会を通じて要望している、さらには議会で議決をいただいている高速道路、高規格道路の整備の行方が大変懸念をされ

るところであります。現在国会で審議中の税制改正に絡む道路整備10カ年計画については、審議を通して議論があることは御指摘のとおりであります。整備を必要とする道路があることも事実でありまして、議論の中では必要な道路については粛々と整備を進めていくことに異論はないものと判断しております。

また、暫定税率の廃止についてであります。仮に暫定税率が廃止されますと、平成20年度の当初予算1億8,900万円が減額となり、財政上はかり知れない影響が出るということでございまして、こうしたことを踏まえての今定例会での初日の意見書採択であったと認識をしております。ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目2点目、名寄市立総合病院と自治体病院等広域化・連携構想についてお答えをさせていただきます。

さきの黒井議員、高見議員の代表質問においてもお答えをいたしておりますが、北海道は本年1月8日自治体病院等広域化・連携構想案を公表いたしました。自治体病院は、救急医療、高度医療や小児科医療など不採算医療を担い、地域住民の命と健康を守り、地域の存立そのものにも貢献してまいりました。しかし、近年医師不足、過疎化に伴う患者の減少、診療報酬の改定などにより、一般会計から多額の繰り入れを行っても極めて厳しい経営となっております。このような中で同構想の基本的な考え方は、身近なかかりつけ医機能から急性期医療までにおいて担うべき役割を明確化し、他の医療機関と役割を分担して相互に連携することにより、地域完結型の医療提供体制をつくり上げることにあるとさせていただきます。連携の区域設定につきましては、患者の需要動向から見た市町村のつながりや中核となる病院が存在するといった一定の考え方に基きまして、名寄

区域は12市町村で構成され、士別、南宗谷の2つのサブ区域を包含することになっております。自治体病院の方向性では、名寄市立病院は地方センター病院であり、引き続き第3次医療圏の中核を担うことに期待、士別市立病院は多額の不良債務を抱えているため、他の医療機関との連携のもと区域全体で同病院が担うべき機能を検討する必要があると記載されてございます。名寄市としては、医師不足、看護師不足という状況から、限られた人的資源を効率的に活用するために広域連携は重要なことと考えております。また、上川北部地域保健福祉医療推進協議会での取り組み状況につきましては、平成19年12月から協議が始められております。協議会におきましては、総論では賛成でございますが、個々の自治体病院の財政健全化と地域医療を確保する機能の規模はどの程度必要か、それぞれの市町村ごとの検討を優先し、広域連携の具体的な補完の方策等の協議につきましては現在のところ進展している状況ではございません。いましばらく時間を要すると考えてございます。

次に、サービス状況等についての御質問でございます。病院にとっては、医療のサービスなどの質を落とさないことが使命であり、そのために新年度では医師、看護師のほかに新たに医療ソーシャルワーカー1名と臨床工学技士1名を増員することといたしました。医療ソーシャルワーカーは、医療機関等で医師、看護師、理学療法士、作業療法士などさまざまなスタッフとともに医療チームの一員として、患者さんとその御家族への相談やさまざまな援助を行っております。社会福祉の専門家として、患者さんにかかわる経済的、社会的、心理的な悩みなどの相談を受け、面接などを通じて問題解決の援助や地域の医療、保健、福祉機関と連絡をとり合い、社会への復帰や在宅療養への準備などのお手伝いなども行います。当院では、平成16年4月から医療支援相談室を設置をして、多様化する患者さんのニーズに対応しております

ので、相談室の一員として配属されることとなります。また、当院の臨床工学科は1999年4月に開設をされました。当初は、透析室業務、手術室業務、機器センター業務を行ってききましたが、9年目となった現状ではこれらのほかに技士がかかわりを持つ業務が大幅に増加し、特に心臓カテテル検査が正式に臨床工学技士の業務となったことなどで、5名の技士では十分な対応ができないこと等から増員を図るものであります。

また、助産師外来の開設についてのお尋ねでございますが、助産師外来は助産師が医師と役割を分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うものでございます。助産師外来では、助産師がゆっくと時間をかけて妊婦さんとかかわることができることから、不安の軽減や妊婦さんの持っている疑問の解決などにつながり、自分自身を受容してもらう、認めてもらうという安心感や肯定感が持てるというメリットがあり、全国各地の病院で助産師外来が実施されており、道内でも7病院が実施していると承知しております。当院では、助産師外来は標榜はしてございませんが、産婦人科外来に2名の助産師を配置し、安定期に入った妊婦さんに対応しておりますので、御理解くださるようお願いいたします。このほかに病棟には、11名の助産師を配置してございます。

次に、人工透析の部分でございます。現在の透析装置につきましては、機械的に多少ふやせる能力の余地はございます。ふやそうといたしますと、その場合患者さんの増加に伴い、待合室のスペースやロッカー室及び各ベッド間の幅が狭くなることから、余り好ましいこととは考えてはございません。また、短時間の透析から4時間透析への変更につきましては、今後も患者さんのデータ、体調及び意向などを尊重してできる限りの対応をさせていただきたいと思っております。人工透析の充実につきましては、昨年11月にも名寄市立病院腎友会からも要望を受けたところでござい

ますが、いずれも人材確保が大きな課題となっておりますので、現在の医師2名につきましても過重労働となってございます。これ以上のオーバーワークは困難な状況にあると。このような状況から、内部にもかなり厳しい状況にありますので、御理解を下さるようお願いをいたします。

また、外来待合につきましても、受診が主に午前に集中をし、込み合う状況もございます。いろいろ御不便をおかけしておりますが、手術、病棟診療等の都合もあり、御理解をお願いをいたしたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 私からは、大項目の3点目、後期高齢者医療制度と国保税についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度の市民周知につきましては、本年4月スタートということで、対象となる75歳以上の方に本制度について理解をいただき、医療機関を利用する際に混乱を起こさないように実施いたしました。説明会の開催につきましては、老人クラブの総会で事前に説明をさせていただき、文書により希望を募ったところ、49団体より希望が出され、12月10日から開始し、既に47会場で終了し、2会場を残すのみとなりました。これまでの説明会で申し込み時の人数で約1,500人となっておりますが、実際的人数はさらにふえていると考えております。説明会では、制度の根幹となる部分、どのような方が被保険者となり、医療給付については変更のないこと、保険料どのくらいかかるのか、年金から納めることについて知っておいていただきたい事柄に絞って説明させていただきました。参加者からの反応で一番の関心事は保険料の額ですが、全道の保険料の率やこれまでの国保税との比較の中で若干引き下がること等も含め、制度全般について納得いただけたものと認識しております。また、年金から徴収とならない年金支給額が低い方の保険料についても

質問があり、保険料が所得割と均等割で計算されるが、所得が低い場合には軽減が適用されるため、6回に分けて納付する額の1回当たりの金額についての説明も行い、御理解をいただいたところであります。3月下旬には、保険証の送付が始まり、4月には年金から保険料の暫定徴収が始まります。被保険者間に混乱を起こさないよう窓口での丁寧な説明を含め、十分な周知を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番目の国保税についてお答えします。後期高齢者医療制度のスタートに伴い、国民健康保険税はこれまでの基礎賦課分、介護納付金分に後期高齢者支援分を加えて3税方式による賦課となります。また、これ以外に制度移行に伴う被保険者数の大幅な減、賦課限度額の変更もあったことから、国保運営協議会に国民健康保険税率の諮問を行いました。諮問に対し国保運営協議会では、後期高齢者医療制度に移行される約3,300人の被保険者が負担していた国保税額の減少分と移行後の国保全体の需要額等から必要な税率を検討し、さらに低所得者への軽減措置を堅持することを前提に所得割と資産割を見直し、重ねて被保険者間の負担均衡を図ることについても検討していただきました。答申では、後期高齢者を移行させた後の19年11月末試算データと比較しますと、基礎賦課分と後期高齢者医療支援分との合算では2,900万円の減額となり、一方介護納付金では納付分との乖離額を一定程度減少させる方向で900万円の増額でとどめ、総額ベースでは2,000万円の減額を想定した税率となりました。各税率の詳細につきましては、地方税法施行令が施行後の4月中旬の臨時議会に名寄市国民健康保険税条例の改正案を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな項目4点目のコープさっぽろの進出による中心市

街地の活性化についてお答えを申し上げたいと思います。

コープさっぽろにつきましては、御案内のとおり現在名寄市徳田地区に配送センターを置いて、名寄、土別地区を含めると5,000人とも言われる会員対応がなされているというふうに聞き及んでいるところでございます。出店につきましては、市内郊外店が減少している中で、宅配事業の拡大を絡めたものというふうに受けとめさせていただいております。計画は、まだ詳細部分がわかっておりませんが、JR名寄駅南側に面積4,239.29平方メートルの店舗を新設しようと考えているものでございまして、21年度のオープンを見込んであるというふうに聞いているところであります。市では、現在商工会議所とともに中心市街地活性化基本計画策定に向けての検討会を設置して協議をさせていただいております。その中におきましても駅前地区は重要な位置でございまして、この地区にどのようなものが望まれるのか、関係団体、地域に住む生活者の皆さんの意見なども聞かせていただく作業を並行して進めているところでございます。これら意見とあわせまして、現在作業中の中心市街地活性化事業に寄与できるかによって判断をいたしたいというふうを考えております。その上に立って方向を決めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきましてありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず最初に、道路特定財源のところですが、今高規格道路の建設費が報道によりますと全国平均で1キロメートルつくるのに約50億円かかると言われています。そこで、名寄、今智恵文、美深と建設が進んでいますが、高規格道路の建設費用、幾らになっているかお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 詳細は承知をしておりませんが、1キロ当たりおおむね30億円程度と承知をしております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 1キロ約30億円ですから、1メートル、二、三步歩いたら300万円ということになるわけです。これだけの費用をかけてつくった道路ができるころには、先ほどもお話ししましたように病院がなくなっているという、こういったことも起きてくるわけです。ですから、病院を守るためにこうしたお金を使えるようにしてもらいたい。そのためにも道路特定財源の一般財源化を強く求めたいと思うわけです。行政改革推進法、2006年度に成立しているのですが、ここでは道路特定財源は一般財源化を図ることを前提とすると定められています。今後の国会での動きが注目されるところでありますが、私たち日本共産党は引き続き国会の中で、外で、道路特定財源、一般財源化を図ること、そして暫定税率廃止を強く求めていきたいと思っております。

次に、市立病院と自治体病院等広域化・連携構想について再質問をさせていただきたいと思いません。広域化につきましては、本当に各地域の皆さん方が突然のことで、うちのまちから病院がなくなってしまう、不安は広がるばかりの状況になっています。先ほどお尋ねしましたが、自治体病院に対する地方交付税が減らされているわけですが、名寄市において近年地方交付税がどのように推移しているのかお知らせをいただきたいということなのですが、このところお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 大変失礼をいたしました。1997年で病床1床当たり74万2,000円、2002年では1床当たり54万4,000円、2007年度で49万5,000円という数字になってございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

1病床当たり、1ベッドです、普通交付税が10年前から比べると6割ほどに、65%ほど減らされているわけです。こうした中でガイドラインでは、改革プランを策定して病院改革を推進する自治体に対して地方債発行の特例や地方交付税措置の拡大などの財政支援を行うことを決めています。病院事業や累積赤字は、自治体財政にとって大きな負担になっているわけですが、財政支援策と財政健全化法があめとむちになって、そしてこの改革の圧力が高まっているわけです。ここに士別の市立病院が追い込まれているわけです。先ほどこの地域での連携のお話もされました。先日の代表質問の中でもお聞きしました。個々の自治体だけの努力ではなかなか進まない。いろんな方面とも審議をしながらというふうになっています。ですから、道が示しています広域化連携構想案、一たん白紙に戻していただいて、今後の自治体病院のあり方、そして住民の皆さんの意見、合意を得ることが必要だというふう思うわけです。また、国と道の責任で地域医療を守るためにも必要な医師、看護師の配置と増員を進めることや、また財政的支援を強めることも強く要望していくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 士別市立病院との連携についてということでございます。また、地域に医療機関がなくなる、あるいは小さくなるということについては皆さん随分不安を感じていらっしゃる。それにつきましては、私も同感だというふうに思っております。士別市立病院との協力連携等につきましては、昨年の秋よりこの地域でどういうふうな形で支え合えるのかといった部分について意見交換を行わせていただいております。数回にわたって事務レベルで検討をしてみましたがけれども、内容といたしましては、主に名寄市立病院を急性期病院とし、士別市立は外来機能を一部維持しながら、亜急性



期、リハビリテーション、健診部門へ転換した場合など幾つかのシミュレーションを行いました、いずれのパターンでもいい結果は出ませんでした。今後ともこの地域を含めまして病院間の連携につきましては、検討協議を進めてまいりたいという状況に考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。本当に命にかかわる。もう私が言うまでもありません。ですから、やっぱり地元には病院がない、どうしようと、この不安は本当にはかり知れないものがあるわけですので、ぜひとも早急に進められている国や道の構想案に対して地域の声を強く届けていただきたい。そのことを求めたいと思います。

次に、助産師外来の問題ですが、今内海部長のほうからもお話がありましたように、本当にゆっくり時間をかけて診察できる、妊婦さんにとっても安心できる、そういう時間をつくり出すという意味でも非常に評価をされていると。皆さんもごらんになったかと思いますが、新聞報道にもありました。こういったように安定期に入った中で、やっぱり医師にかわって診察をするという、相談を受ける、こういった助産師外来、本当に重要だなというふうに思っているわけです。そして、医師の過重負担、これも避けるというためにも、この助産師外来本当に必要だというふうに思っています。今病棟にも11名の助産師さんがおいでということですので、そういったことを積極的に取り組んでいただきたいなと思います。助産師さんというのは、正常なお産を単独で扱える。そして、国家資格があって開業もできるという資格なわけですので、こういった資格を生かせる、そういう場も必要かなというふうに思います。開業ということで、単独ですると病院との連携も必要になってきますけれども、幸いに同じ病院の中でドクターがいる。その中で助産師さんが診察をし、もし救急の場合はドクターとの連携ということが

すぐ行えるという意味でも非常に有効な手だてかなというふうに思いますので、積極的な検討をお願いしたいと思います。

次に、透析患者さんの対応についてですが、本当にドクターが少ない、医師が少ないというのはいろんなところに弊害をもたらしているということをも身をもって感じているわけですが、今透析患者さんの負担は3時間の透析ということで、3時間透析という中身についてお知らせいただければというふうに思うのですが。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 3時間透析が必ずしもいいのかどうかという部分については、私もはっきりは存じません。ただ、現在88名程度の方がうちの透析を利用をされてございます。その中でベッドが25あるわけですが、現在ドクター2名の体制で外来診療あるいは手術、病棟等を受け持っております。その中で88名の方を週1回から週3回のペースで透析を実施されているわけですが、4時間透析をするということになりますと常に時間外という形になって、かなりのオーバーワークになってしまうという状況になるということがございます。そんなこともございまして、1年前より3時間透析という部分を導入をさせていただきました。その結果、水分の引けない方、あるいはまだ十分でないという方につきましては、それぞれ御相談をさせていただきながら4時間を受けていただいているという状況にもございますので、どうぞ御理解を下さい。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 3時間透析というのは、1分間に270から300ミリリットルの血液を循環してきれいにしていくというか、そういう装置なわけです。もう本当に病院で入院されたときに点滴のときを経験されている方も多いかと思うのですが、1分間に300ミリリットルだつと、こう入ってくる。大変な負担になるわけです。も

う一日その透析を受けた日は、本当に動くのも大変という負担の中で、健康維持というか、するためにしているわけですが、これ医師が足りないということが大きな原因のようですけれども、今透析患者さん減る傾向ではなくてふえる傾向にあるわけですから、ぜひ道などにも積極的に要望して、ドクター確保に取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思います。

また、外来の待合についても今増改築が進められている中です。ぜひこういった患者さんへの配慮、行っていただきたいと、このことをお願いして、次の後期高齢者医療制度と国保税についての質問にさせていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度、本当に出前説明会があちこちで聞かれまして、私の町内会でもかなりの数の皆さんが集まって説明会を受けたというふうにお聞きしています。しかし、なかなか1回聞いただけではわからないということが多いかなというふうに思っています。私も本当にこういうふうにと受けとめることもあるのかと思うぐらいの受けとめ方もあったりするわけで、まだまだ周知は十分だとは言えないと思います。先ほどの話では、後期高齢者制度に3,300人移行する中で、大体1,500人からプラスアルファの人数だろうという話でしたけれども、また家族の皆さんも含めて周知は不十分でないかなというふうに思うわけです。そして、今後保険料についても2年ごとの見直しとなっているわけで、名寄市の場合は全道平均よりか低く抑えられて6年間の低減が図られていますけれども、医療費の給付の増加や後期高齢者の方々の人口増によって、将来的には保険料の値上げは避けられないものと思います。また、年金はなかなか上がらないのにまたまた年金から天引きか。分納の相談もできないと、こういう状況です。取りやすいところから取るという状況ではないでしょうか。年寄りいじめと言うしかないと思います。今75歳といえば昭和7年から8年生まれの方々です。戦争の中で育ち、そして

戦後の日本の復興を支えてこられた方々です。こうした方々が安心して老後を過ごす、最期を迎えることができる、やっぱりそういった社会にしていかなければならない、そう思っています。この制度は、中止してもらわなければならないと私は思っているわけです。

国保税の見直しについて質問させていただきま。1月に行われました議員協議会の中での説明では、医療分である基礎賦課分について前期高齢者交付金の関係で流動的であるというお話がありました。名寄市の前期高齢者交付金について幾らになっているのか、お聞かせをいただきたいと思。います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 後期高齢者の関係につきましても、それぞれ制度を凍結すべきだという御意見もありますが、全国の健康保険組合、業界、国保も含めましてこれらに向けて取り組んでおりまして、基本的には現役世代と高齢者世代の費用負担の公平性を図りながら、なおかつ透明性を図るということで、18年10月から制度の周知を含めてやっておりますので、4月スタートに向けまして市町村としては淡々と準備を進めているということで、今後も懸念されます制度の理解については機会あるごとに対応してまいりたいというふうに考えております。

前期高齢者交付金の関係につきましても、今回の後期高齢者医療制度により影響を受ける保険者の財源調整を行う激変緩和措置として新設された制度で、今回の高齢者医療制度、75歳以上の後期高齢者と65歳から75歳までの前期高齢者とに分けて、各保険者の前期高齢者の加入割合と平均的な医療費により保険者に対して交付金を措置して、保険者間の財政調整を行うものであります。おおむね8億円から9億円の金額ということで押さえておりますが、一般的には前期高齢者の加入割合が高い国保等が交付を受ける団体に、加入割合の低い国保組合等が納付する団体になり

ということで、それぞれの財源調整が行われることとなります。今回の制度改正は、改正の最初の年でもあり、手厚い交付額になっておりますが、前期高齢者の実際にかかるであろう医療費等によりまして精算処置がある交付金ですので、純粋な財源としての扱いには不安な要素があると考えております。したがって、2年後の精算を視野に入れた財源として有効活用をしようと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。先日からの御答弁の中で、各基金が少なくなつて財政が本当に厳しい状況になっているというふうな報告の中で、それを承知をしながら前期高齢者交付金8から9億円というのを今お聞きしまして、これを使って何とか引き下げはできないのかと、そんなふうにいるわけですね。報告の案が出されている中でも資産割が今までずっと15%という中であったわけですが、それについても少し抑えることはできないのかどうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

皆さんの中では、隣の土別市で医療費の比較的多い75歳以上の約2,900人が後期高齢者医療制度に移行することから、国保会計の負担が減るとして国保税率を引き下げる方針を出されました。まちとしての条件がそれぞれ異なっているわけですが、隣まちのことですから、市民にとっては非常に気になるところです。土別はできて、どうして名寄は引き下げができないのかと、こういった声が結構聞かれているわけです。このことについてもぜひ御説明をいただければと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 国保税の関係につきましては、答申をいただきましたけれども、まだ議会のほうに正式に議案と改正案としての提案しておりませんので、詳細な説明は省かさせていただきますが、基本的な考え方につきましては、

1月の議員協議会にお話しさせていただきました税率等につきましては、所得割も年金生活者に配慮した所得割、それから資産をたくさんお持ちになっている資産割の方についても一定の配慮をした形での答申をいただいたと思っております。その結果、後期高齢者へ移行した後の税額ベースでは医療と支援分で2,900万円の減税、実質的に減税になるかなと思っております。ただ、19年度の税制改正が年金生活者に重たい負担となった所得割に過重な税率になったということでありまして、若干のこぼこ、該当者によっては上がる方もいたり、下がる方もいたりということはあると思いますが、所得割、資産割、両方とも1月の数字よりも引き下げた形での調整を議会に提案したいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、土別と名寄につきましては、税率の内容が必ずしも住民負担と連動しないと。所得割の金額が高いところは、低い税率でもカバーできると。所得の構成がちょっと低いところについては、所得割の率を上げざるを得ないと。そういう中で私たち考えているのは、低所得者に対する軽減措置を堅持して、一定の負担は所得の多い方からいただくという、保険の相互扶助の考え方を踏襲させていただきまして、率等の計算をして議会に提案させていただきますので、単純な税率の比較だけでは住民負担の多寡が見えづらいのかなと思っております。その辺も含めて御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 先日いつも私と意見がなかなか合わない年配の方からこんなふうに言われました。最近、年寄りなど弱い立場の者がどんどんいじめられているように思うと。切実な思いです。市民負担を少しでも抑えるようぜひお願いしたいと思います。そして、65歳から74歳までの前期高齢者の皆さんの国保税も10月から年金からの天引きというふうにも言われています。

この周知についても、理解していただくことについても早目にぜひ対処していただきたい。そのことをお願いしまして、次に移りたいと思います。

最後に、コープさっぽろの進出による中心市街地活性化についてですけれども、余り具体的な中身が知らされていないという状況の中ですけれども、実はここに2月13日の北海道新聞の記事があります。ことし11月に室蘭に新規出店計画しているコープさっぽろについての記事があるわけです。出店予定地、JR東室蘭駅から約500メートル、総売り場面積約2,700平方メートルというふうになっています。立地的にいうと、名寄に近いような内容になっています。ここで室蘭商工会議所の商業部の会長さんが室蘭市内の商業施設は既に飽和状態、これ以上の出店は地域が疲弊するだけだというふうに言って、コープさっぽろに向けて大幅な縮小を求める動きを見せているわけです。この要請には、市と消費者団体も加わって、計7団体で臨んでいます。コープの理事会を3日後に控えて、出店方針が決まる前に事態を打開しようと異例とも言えるオール室蘭での行動だった、このように言っているわけです。ここには、商業者を守るだけではなくて、市民と一緒に地域を、まちを守るといふ、そういう思いが伝わってくるわけです。創造力と活力にあふれたまちづくりを目指している名寄、市民が一体となって行動していくにはやっぱり行政の役割が本当に重要になるのではないかと、そんなふうに思っております。先日の市長の答弁の中に商業者からの意見が少ないというお話もありましたけれども、商業者も含めて市民の皆さんの意見、より多く聞くことが必要ではないかというふうに思っているわけです。また、名寄大学の若い皆さん方の感性、意見、そういったものもぜひまちづくりに生かしたり、また議員会でお正月に学習しました白井教授の話なんかも本当にすぐ実現できるのでないか。こういうふうにしていったら、本当に新しい活気あふれるまちづくりができるなという、そんなお話し

していただきました。こういった部分もぜひ考慮に入れながら、創造力と活力にあふれるまちづくりを目指していただきたい、そう思いますが、そのことについて御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今議員のお話にありましたように、コープさっぽろは駅横南側のほうに出店をしたいということでございます。前もってお断りをさせてもらいますけれども、中心市街地活性化につきましては駅前、それからルート40号線、国道40号線です、それから市立病院も巻き込んだ3極をどういうふうに活性化させるかということでの議論をさせていただいております。お尋ねのコープさっぽろの分につきましては駅横ということでございますが、今お話ありましたように私どものほうでは複合交流施設というふうなことで、バスターミナル等々含めた計画を総合計画で持たせていただいております。これらについての与える影響がどうなのか、あるいは地元百貨店あるいは個店の方々にどういうふうに影響があるのか、あるいはもちろん商業の中のにぎわいにどういうふうな影響があるのか、こんなことをとりわけ心配しながら検討させていただいているところでございます。もちろん前段申し上げましたように、中心市街地活性化へも影響が大きいというふうに認識をさせていただいておりますから、これら踏まえて十分に議論していきたいと思っておりますが、先ほどもちょっとお話ありましたように市民の皆さんにも会場をつくっていただいて、きのうお話しさせてもらいましたけれども、14カ所ほど回らさせていただきました。その中には、賛否はあるものの、意見の中に市のまちづくりに寄せる心配といたしまししょうか、こう言ったらどうなのでしょう、夕張、赤平というようなことが視野に入っている発言だと思っておりますが、そういうことにならないような行政運営をとというような意見も聞かれています。そんなことも十分踏まえまして判断をしていきたいというふうに考

えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

防災計画の整備について外2件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い質問してまいります。

質問の前に、昨年の政務次官問題、あるいはこのたびのイージス艦衝突事故に関しまして、市民の皆様には不安と不信感を抱かせておりますことに自衛隊のOBとしてまことに申しわけなく、遺憾に思っております。しかしながら、名寄駐屯地の隊員にとってはいたたまれない気持ちであろうかと推察するわけでありまして、私はこのことはやはり真実と原因を早急に究明して今後の再発防止に努めることが、万全を尽くすことが最大の早急課題であると考えている一人であります。3月2日に入隊予定者激励会がありました。その席でも早瀬駐屯地司令のほうからもございましたが、名寄に駐屯する隊員は本来の任務遂行のため、そして市民の皆様への負託にこたえるために毎日訓練に励んでいるわけありますので、どうか市民の皆様におかれましては御理解を賜りますようお願い申し上げます。質問に入らせていただきます。

第1点目は、防災計画の整備についてを質問してまいります。初めに、J-ALERTの導入について見解を伺います。災害や有事に備え、総務省は津波警報、緊急地震速報あるいは緊急火山情報などのほか、弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの防衛情報も提供するJ-ALERTの本格的な稼働を目的に導入を推進中でありまして、システム構築のきっかけは、2004年の国民保護法の施行からであります。国や地方自治体は武力攻撃が予想される際に警報を出すことが定められました。従来は、国から県へ、県から市へ、市から住民へと手動でお知らせしている情報が国が事態

を覚知してから人手を介せず、市の防災行政無線を起動し、あらかじめ録音された音声を自動放送することにより、一挙に国から住民へというシステムになり、時間的ロスを最小限にすることができるとあります。このように緊急災害や数分で日本に到着する弾道ミサイル攻撃に対処するには、情報を発信してから秒単位で警報を出せるシステムが近代では必要不可欠であると考えます。ただいま申し上げましたように、J-ALERTではまず気象庁、内閣官房から防災情報や有事情報が消防庁に送られ、その情報を該地域の自治体に人工衛星を介して送信されるようになっております。これを受けた各自治体の自動起動装置が同報系の防災行政無線を作動させて、屋外に設置したスピーカーや各地域にある受信機から警報を出します。サイレンとともに警報の種類ごとに違う音声情報が流れるようなシステムになっております。消防庁が情報を送った後は自動で推移いたします。特に休日や夜間など自治体の役所に人がいなくても警報を住民に伝えられるわけでありまして。07年と08年度の2年間で同報系の防災行政無線を持つ全国1,400の全自治体への導入を目指しておりますが、名寄市の実情はどのような現状になっているのか伺います。

次に、災害時の災害物資、施設の協定について質問いたします。災害時には、食料や生活物資を確保しなければなりません。そこで、道の駅やコンビニあるいは小規模店舗などとふだんから米や水、トイレトーパー、はし、ろうそく等生活必需品が並んでいる店舗と災害時のため協力協定を結んでおくべきと考えます。店頭や在庫物資を流通備蓄と位置づけ、被災したときに支援協力を得る対策が必要ではないかと考えます。

また、大規模災害時避難場所での生活が長期にわたったり、自宅での入浴が困難になったりした被災者に健康管理とストレス解消を図るため、市内の浴場の使用協定をしておいてはいかがなものかと考えますが、御見解を伺います。過去の阪神

・淡路大震災時においても入浴場所の確保は被災者の心身の健康のために重要視されました。自衛隊の仮設ぶろの提供にも限度がありますので、今のうちから使用協定を整備しておく必要があると思われる。

次に、ヘリ着陸適地の周知について伺います。名寄市のヘリの離発着場所が地域防災計画で原則指定されておりますが、特に名寄市の場合は郊外に住む住民の場合、避難経路が1本しかない場合には入り口付近の被災時には住民は孤立する可能性が考えられます。このようなことのために着陸場が必要と考えます。郊外住民のためのヘリ着陸場の確保と地域住民に周知徹底すべきと考えます。御見解を伺います。

2点目に、市職員の勤務、休暇について質問いたします。平成14年4月21日に厚生労働省大臣官房人事課長通知で年次休暇の計画的使用の一層の促進に努めるよう各部局に通知されております。年次休暇の有効な活用は、職員の心身のリフレッシュ等が図られ、精力ある職場の形成に資するものと考えます。特に昨今では、管理職員等のストレスによる心身の不健康が増加傾向にあるということでもあります。そこで、管理職等の休暇の取得は率先して取得するよう心がけなくてはならないと考えます。このことによって職員の休暇の計画的、連続的使用に関し、指導ができませんでしょうし、あるいは応援体制の整備を考えると、か、休日に挟まれた日における会議等を自粛するとか、職員が取得しやすい環境整備が積極的に推進されるのではないかと考えます。

そこで、年間を通じた年次休暇使用計画の作成の有無、年次休暇の取得されなかった人数及び主な理由、また病気、特別、介護、組合休暇の取得状況について伺いたいと思います。また、育児休業の状況についても伺います。

3点目に、自衛隊関連について伺います。名寄市の1月の有効求人倍率は0.63であります、10年ほど前までは0.35前後を低迷しておりま

して、その中でも50歳代の求人倍率は0.1にも満たない状態が続いております。したがって、自衛官の再就職にかかわる環境は景気が最悪の状態を脱して、いわゆるバブル以前の求人環境に戻ったと同じような就職環境にあります。まして今日の就職環境は、新卒者等を主体とするものであり、自衛官定年者にとっては数年前の団塊世代の大量定年退職時期に比べ微妙に回復の兆しがあるものの、依然として厳しい状況に置かれております。自衛官は、若年での定年を迎えることから、退職後の子供を含めた生活設計の確立のため、再就職は大変なものであります。厳しい環境の中ではありますが、駐屯地の就職援護センターとの情報交換がなされ、これまで退職自衛官の再就職に御理解と就職援護業務が円滑に推進されておりますことは承知いたしております。このことを考えて、最近の嘱託職員等の就職、勤務現状等を伺いたいと思います。

次に、防衛施設周辺整備事業について伺います。防衛施設周辺整備事業は、過去42年から実施されると承知いたしておりますが、当時は道路事業が主体であったと思われ、最近の事業は変わっていると思われ、過去10年間の整備、主な経費の目的及び活用概要についてお知らせください。

以上でこの場からの御質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま佐々木議員から大きな項目で3点にわたって御質問をいただきました。それぞれ私のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、地域防災計画の整備にかかわってJ-ALERTの導入についてお尋ねがありました。全国瞬時警報システムと呼ばれるJ-ALERTは、国民保護計画に基づく国民保護体制を運用面から支えるシステムとして、平成16年度から開発と整備が進められており、昨年9月から一部の自治体で運用を開始していると承知をしております。

す。このシステムが機能するには、自治体が受信装置を設置した上で、受信した緊急情報を住民に伝達するための同報系防災行政無線が整備されることが前提条件となります。同報系防災行政無線につきましては、名寄市では整備されておられませんので、現時点ではJ-ALERTを導入する環境にはございません。実現に向けては、多額の費用がかかることや有効活用に向けての運用方法等の問題もあり、J-ALERTの導入につきましては運用を始めている先進例なども参考にしながら、しばらく研究をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、災害時の災害物資、施設の協定についてもお尋ねをいただきました。災害時に被災者に対して応急生活物資を供給するに当たって量販店等から協力をいただくことは、これまでの事例から見ましても有効な手だてであると考えております。こうしたことを踏まえて、北海道におきましては被災市町村からの要請に応じて対応できるように、生協連、セイコーマート、ローソン等との間に災害時の物資の供給等に関する協定を締結しており、要請した市町村は道を通じて災害物資の供給を受けられるシステムになっております。名寄市におきましては、出店が決まりました大型店からこの種の相互協定を締結したいとの申し入れあったことから、開店までに協定書を締結をすることにしております。さらに、協定書の形はとっておりませんが、地元の百貨店につきましても既に協議をしております。災害時における必要物資の供給協力をいただけることになっております。道の駅を含めた他店との協力関係につきましても今後検討をしてみたいと考えております。

また、健康管理、衛生管理の面からも浴場を確保しておくべきとの御指摘もいただきましたので、これにつきましても検討させていただきたいと考えております。

次に、ヘリ着陸適地の周知についてでございますが、名寄市地域防災計画におきましては地上輸

送が不可能な事態に際して自衛隊や道警、道消防防災ヘリの出動を要請するに当たって、ヘリコプターの離発着場所として学校グラウンドや公園、広場、河川敷など18カ所を想定をしております。この18カ所は、市街地だけでなく郊外部にもあり、名寄地区では曙、共和、瑞穂、智恵文、智南、智北、智西の7地区、風連地区では4地区を想定をしております。地域が孤立化してヘリコプターによる避難や救助、救出を必要とする事態に対しましてもこれらのヘリ離発着場所を利用することで対応が可能と考えておりますが、御指摘の点につきましては関係機関等との協議も含めて検討をまいりたいと考えておりますし、あわせて市民周知も進めてまいりたいと考えております。

次に、市職員の勤務、休暇について一括してお答えをさせていただきます。平成19年の年次有給休暇の取得の状況は、市立病院、消防を除いて平均9.6日で、付与日数に対する取得率は25%となっています。取得の状況につきましては、職場、時期等によってまちまちであります。業務の計画的な実施、職場間の調整で、管理職も含めて休暇の計画的な取得を促しているところであります。

病気休暇につきましては、18年度で延べ55名、平均15日の取得となっており、長期化する傾向がございます。特別休暇につきましては、延べ685名の取得で、うち夏季休暇が55%を占めております。ほかに取得が多いのは子看休暇、忌引休暇であります。介護休暇につきましては、1名で184日の取得となっております。組合休暇につきましては、2名で45日の取得でございます。また、育児休業につきましては8名、平均189日の取得状況となっております。お話のありました年次休暇使用計画表につきましては、全庁的にはつくっておりませんが、夏季休暇等についてこうした計画的利用を行っているところであります。今後も職員が健康で働き続けられる環境整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関連で退職自衛官の就職援護状況についてお尋ねがありました。退職自衛官の方々の雇用対策としては、名寄自衛隊退職者雇用協議会に加入をして取り組んでいるところであります。御案内のように自衛官の方々につきましては、定年年齢も若く、各種の資格を有している、勤労意欲があるなど、退職後も引き続き名寄市民として残っていただくためにもできれば多くの方に市の臨時職員や嘱託職員としてその持てる力を発揮していただきたいと考えております。現在名寄市及び社会福祉協議会、振興公社、社会福祉事業団で52名、名寄市が27名、その他が25名となっておりますが、退職自衛官の方に嘱託職員等として勤務をいただいておりますが、いずれも自衛隊在職中に取得された各種資格を生かして活躍いただいていると認識をしております。団塊の世代の退職時期を迎え、今後とも名寄市を支える重要なマンパワーとして、募集の際には多数応募いただきたいと願っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、防衛施設周辺整備事業についてもお尋ねをいただきました。名寄市で該当となる防衛省事業は民生安定事業と障害防止対策事業ですが、名寄駐屯地からの距離や装備、地形、環境などによる障害の内容等によりましてそれぞれ採択条件がございます。防衛省補助事業による名寄駐屯地周辺の生活環境の整備につきましては、昭和42年から道路、排水路の整備や埋め立て処分場、スキー場のリフト建設、除雪機械の購入、プール建設、農業施設整備など継続して助成を受けてまいりました。この10年間の防衛施設周辺整備事業の実績は、民生安定事業では平成10年度から平成19年度施行の昭和通舗装工事など3件、南プール建設1件、農業施設整備は5地区で、事業費は6億9,000万円となり、また障害防止対策事業では平成4年度から平成18年度施行した菊山排水路工事など3件で、事業費は約2億4,000万円となっております。総事業費では約9億3,000

0万円、補助額にして約6億円の助成を受けております。このように多くの都市基盤や農業基盤の整備に有効な防衛省事業は、その他の省庁の補助率に比べても高いため、財政面からも心強いものでありまして、地域経済と雇用を支える一助となっておりますので、今後とも継続をして事業の要望をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 細部にわたる御答弁をいただきましてありがとうございます。何項目か再質問させていただきます。

まず初めに、防災計画の整備でございますけれども、J-ALERTにつきましては名寄市では末端のほうを整備されていないので、できないということではあります。これは将来というか、近い将来になると思うのですが、やはりJ-ALERTも含めて東京あたりではメールで画像を送って、そして自治体のほうにぱんと入れると。そして、画像が出てくるというような状況まで個人がやるシステムを今開発しているということでもあります。このことにつきましても将来的に絶対必要なものだと考えております。例えば大規模テロとか、それからゲリラとか、そういうものについては重大性はあるものの、時間的には比較的余裕があるわけなのですが、やはり初めに申し上げましたとおり大地震であるとか、あるいは今いつ飛んでくるかわからないミサイルとか、そういうようなものは本当に短時間で来るわけですので、どうかそういうことを念頭に踏まえて、今後とも研修あるいは取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、災害物資、施設の協定についてでございますけれども、大型店舗から物資の申し入れがあったということでございますが、これポスフルですよね。この災害物資は、やはり災害になると被災者は衣食住が本当に大事なのではないかと思います。それで、衣食住を特にやるためにやはり



今から、平時のうちから協定の結べるところは協定を結んでいただきたいと思います。

それと、ちょっと別な観点から、管轄外にはなると思うのですが、整備関係です。例えば名寄市の場合、洪水水害が大きな災害になるのではないと思うのですが、これの河川敷の支障木の撤去とか、そういうものについてはどういうふうな整備の状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 警報システムの整備につきまして再質問をいただきました。名寄地域防災計画の中にも災害通信計画ということでこうした無線系の整備を図ること、あるいは連絡システムとしてのIT化を図るといふ、こういうことがうたわれておまして、今後防災会議の中でこれらの整備につきましてぜひ検討していきたいと考えております。

それから、災害時の物資の供給についてもお話がありました。今回大型店と協定を結ばせていただきますし、さらに地元の百貨店とも既に協議が調っておりまして、こうしたことの対応をいただけるということでありまして、さらにお話のありましたほかのお店の関係につきましても定期的な協議をする機会を設けながら、協力を要請してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 水害における名寄市の河川の関係なのでありますけれども、基本的には国の河川は国のほうに、天塩川だとか名寄川の大きな河川は支障木があれば基本的に国のほうに市のほうから要請をしていくと。ないしは、国のほうで自分で管轄処理をしていくと。道費河川につきましても智恵文だとか風連にもございませぬけれども、これも年1回の要望行動において支障木を伐採していただくという要望を出しております。当然市では、管轄している普通河川についても年次計画を持って、若干なのですけれども、

要望があったところから処理をしていっているという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 支障木は、毎年柳等なんていうのはぼんぼん、ぼんぼん切ってもまた生えてくる、切ってもまた生えてくる、この繰り返しなのですけれども、これは山形県あたりは根こそぎ全部やったほうが経費が安上がりになるということになっていきますので、今後その辺も考えて検討していただきたいなと思います。

これちょっと教育関係なのですけれども、大地震とか自然災害の対応を学ぶために小学校とか中学校、高校の防災教材とか、あるいは教育の実態はどのようになっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今の御質問でありますけれども、小学校、中学校におきましては年度当初から各学校の行事計画といひますか、その中に防災訓練等を取り入れて、万一に備えてのそうした対応ということで実施をしてございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） つい最近に、防災教材は2006年4月に中央防災会議が打ち出した基本方針の一つであります。これは、各都道府県はこれがそろっていないとか、余り教育していないということなのでありますので、ぜひ子供たちのそういう防災の教育をお願いしたいと、こういうふうに思っております。

それと、またこれ別な観点になろうかと思いますが、災害時に弱者から優先して被災場所から安全に守ることがあるのですが、これは名寄市では例えば弱者、身障者とか、そういう人の名前をちゃんと掌握して、ここにいるのだよという、そういう名簿というものはあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 災害時の要援護

者の取り組みにつきましては、現在地図情報も含めまして情報の集約化を図ろうとしておりまして、遠くない期限の中で民生委員児童委員さんの協力も得ながら、地図化の中でそういう方々の把握を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） これは、民生委員とか自治会のほうからの同意とか個人の同意も必要だと思いますが、やはりこういう細かいことをしっかりと掌握していないと、いざといった場合にはただ計画で確かに弱者の安全を守りますよというだけではだめだと思うのです。やっぱりこういうことをしっかりと掌握しておいて、ここにありますよと。そうしたら、隣の人が行って手伝いますよと。安全を確保してやりますよというものがないと、これ何もならないと思うのです。計画だけではだめだと私は思うのでありまして、その辺も掌握できるものであれば、しっかりと一括名簿を作成しておいたほうがいいのではないかと。個人の私はいいのだよという人もいるでしょうけれども、やはりそういうようなものが大切なのではないかと思いますので、どうぞ御検討を願いたいと思います。

最後に、防災の計画なのですけれども、以前にも私防災士について質問をいたしましたけれども、防災士の要請とか育成の状況というのは今現在どんなことになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問の点につきましては、道のほうからもこうした人材の配置ということで推薦を求められる書類がございまして、現在1名推薦をさせていただきました。さらに、昨年の議会の中でも議員から御質問をいただいておりますので、この3月21日に防災会議を開催をいたしますので、この中でも検討をいただいて、どういう方向性を出すのかということで進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ぜひ防災に関しては、平時のときにしっかりと詰めておかなければいけないと思いますので、どうぞ前向きに検討を願いたいと思います。

次に、市の職員勤務、休暇について質問いたします。まず最初に、ちょっと私わからないのですが、組合休暇というのは2名とっているということなのですけれども、規則によると任命権者は職員が登録された職員団体の規定に定める期間の構成員として云々と書いてありまして、職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務または活動に従事するという、この登録された職員団体というのはどういう団体なのですか。ちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 公平委員会に登録をされている職員団体ということだということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 具体的にはどんな。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 名寄市職員労働組合でございます。それから、もう一つ名寄市の場合は大学にも教職員組合がございまして、この部分も登録をされております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 数字をいっばいいただきましたが、やはり休暇は私が言うと職員の方も結構にこっとする人もいるのではないかと思います。今は週休日が104日、それから祝日が15日、そして年末年始が5日、そして夏季休暇、冬休暇ですか、これもう129日も休んでいるわけなのです、通常からいけば。しかし、何を言いたいかといいますと、休暇は先ほど前述申し上げたとおりでストレスを解消するために、リフレッシュするためにこれ必要なことだと私は本当に思います。真剣に考えなければいけないのではない

かと思うのですが、ましてアメリカの人材派遣会社の統計によりますと、これアメリカですから日本とは関係ないと思いますが、若干つながるのではないかと思います。休暇をとっても会社に行くと。その人が大体4割ぐらい。それから、もう18歳から20歳前後の人が休暇をとると、かえってストレスがたまると。帰ってきたら仕事がいっぱいあるので、かえってストレスがたまる。あるいは、管理職の方は休んでいるとどうしても心配で、かえってストレスがたまる。そういうことが逆にあるのではないかと思うのですけれども、その中で先ほど特別休暇も685名ということでございましたが、この中で内容でボランティア休暇というのがあります。これ読みますと、職員が自発的に、かつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動と。それで、何があるかということ地震とか災害関係あるいは身体障害者の施設等、これは身体障害者の特別休暇というのはいわゆるわからないわけでもないですが、その中でやっぱり災害とか何かというのはボランティアに入るのでしょうか、これ。災害になった場合は、必ず行くのではないのでしょうか。私は、このボランティアの中にむしろきのうも国体大会とか、スキー大会とか、そういうのに行く人のための休暇のほうがかえって有効的なものではないかと考えるわけですが、いかがなものか、見解を伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ボランティア休暇の趣旨につきましては、議員の御指摘のとおりだと思ひまして、みずからの地域の災害とか、そういうことを想定をしてボランティア休暇制度を設けているわけではございませんで、例えば他県なり他市の災害時のもろもろの支援活動に当たると、そういうことが本来のボランティア休暇だと認識をしております。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 私先般今シーズンス

キーの役員として参加させていただいているのですが、大きな大会、全道規模あるいは全国規模の大会が夏でも冬でもあるわけなのですけれども、職員の休暇に関してはなかなかとりづらいという声も聞こえてまいりますので、ぜひその辺の御配慮をお願いしたいなと思います。

それから、育児休暇のことなのですが、今は育児についてはお母さんだけではなくてお父さんも一緒にとれるというような状況になっているわけですが、やっぱり子供を持つ喜びを感じたり、育児に対する責任を認識したりするには大変必要なので、これは職場に周知していると思うのですが、きめ細かい育児休暇計画というものが、とった人が8名いるのですけれども、こういうようなものは出された中で休暇ということなのでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 育児休暇につきましては、子育てと仕事を両立させるということでの整備として持っている制度でありますけれども、計画的にと御質問の部分がございましたけれども、生まれる予定日等がもう定まっているといいますが、お子さんが生まれるという条件が整ったときに計画といいますか、職場も含めた計画的な休暇の利用を図るということでありまして、その以前の計画というのはちょっとそれはわかりませんので、そういうことであろうと思います。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 計画というのはつくる段階ではなくて、要するに私は計画があって、それでそれではこのときが大事ですからとりますよと、やっぱりそういう計画が必要なのではないかと思うのです。それを抜いたり、一方にきょうはちょっと子供があれですから病院行きますとかというのなら、何言っているのよ、あなたということになるのではないかと思うのです。だから、そういう育児休暇計画を出させて、そして従って休暇を、健診に行くとかというものはそういうの

必要なのではないかと私は思うので、細かいことですからあれですけれども、一応検討していただければと思います。

それから次に、介護休暇についてなのですけれども、今後介護休暇というのはだんだん必要になってくるのではないかと私は思うのです。これは、1時間当たりの給与を減額するということなのですけれども、介護休暇でやっぱり例えばいろんな20日以上介護を要する人、これに対しての介護休暇だと思っておりますが、これは1日または1時間単位で休暇をできると。これは、もう皆さん職員の方は知っておられるかどうかわかりませんが、この中でいろいろと介護休暇という場合でどういうふうな判断で、どういうふうな規定があって、その中でこれは介護休暇ですよという、こういうものがあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 市の休暇に関する規定につきましては、それぞれ法律を受けて条例で整備をしてということで対応させていただいております。介護休暇につきましては介護の実態があるという確認のもとにそれぞれ短期的に済む場合もございましょうし、あるいは長期にわたるといことも出てくると思いますけれども、それらをきちんと把握した中で制度の中で休暇をとっていただくということで対応しております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） やはり介護休暇というのはある程度、例えば子供が風邪引いた場合には本当にとれるのかと。20日以上になって、これ重要な問題であればやはり介護休暇をとらなければいかぬというときもあるのではないかと私は思うのです。したがって、やっぱりこういうようなものもしっかりと整備して、项目的にこれは当てはまるというものをちょっとマニュアルというものがあればいいのではないかと私は思うのですけれども、検討を願いたいと思います。

次に、3点目の自衛隊関連につきまして、今ま

で自衛隊関係でかなりの人数がお世話になっているわけですが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。最初に申し上げたとおり、自衛隊ではやっぱりその自衛隊で習ったことがうまく適材適所にいけば最大限に効率的な仕事ができると考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

3月1日に職業形態が多様化して個別労働関係とか紛争が増加の対応をするために、個別の労働者と使用者の労働関係が良好なものとなるようなルール、要するに労働契約法が成った。これ国家公務員とか地方公務員には余り関係ないのでけれども、今後ともこういうようなこともありますので、ひとつこういうことも非常勤の方にも差別なしにやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それで、あと今まで大体定年は60歳から62歳ぐらいまで非常勤の方勤めさせていただいていたのですが、これは年齢で制限しているわけで、今社会では要するに規則が変わって年の制限制度ではなくて今度何年契約という年の制度に変わってきているのでありますけれども、これはこれからの考え方として市としてはどういうふうな考え方を持っているのか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 雇用の期間につきましては、当然お願ひをする仕事の必要期間ということもございまして、それぞれ臨時職員あるいは嘱託職員でお願ひをする皆さんには、法で定められた雇用期間の中で仕事をしていただいているということでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 年齢でやると、大体60歳といったら自衛隊の場合は年齢でやってもらったほうが大して助かるわけなのですけれども、年数でいくと例えば5年とかになった場合には54で行くと59歳でもう定年になってしまうとい

うこととなりますので、ひとつ今後とも検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、防衛施設周辺整備でございますけれども、近年ではいろいろと農機具とかも買っているとありますが、鬼志別演習場付近では、これは予算も余りつかないというような状況にあります。その中で名寄市は結構順調にきているという段階にありますので、これは今後とも継続しなければいけないと思うのですが、このやる協議というか、そういうシステムというのはどんなぐあいになって、どういうふうな要望のシステムになっているのでしょうか。要するにどういう形で、どういう場面で要望していくのかということなのですから。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど中尾部長から答弁をいたしましたけれども、周辺整備の補助事業につきましては1つには民生安定事業と、もう一つには障害事業ということがありまして、名寄駐屯地の場合は主に民生安定事業のほうです。鬼志別の話が出ましたけれども、ここは障害が非常に多くなってきているということでもあります。例えば騒音公害なんかは、千歳なんかは障害ということになっていまして、非常に種類がございます。大きく分けて民生と2つになります。名寄地域で、例えば過去にやった事業の中ででもこの事業が防衛周辺整備事業に該当するかどうか、まずはその精査は私どもはやらなければなりません。該当するかどうかも含めて防衛施設庁との協議に入ります。当然駐屯地の業務隊との協議にも入ります。そこで該当するかどうか打診をしながら進めていると。もし該当しないのであれば、どのような条件があればしていくのかということも含めまして仕事を進めていき、最終的には補助決定をいただくということになります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 防衛整備もお金のことで大変恐縮なのですが、自衛隊がここに

存立している以上、先ほど冒頭に申し述べました以上にこのことも貢献しているということでございますので、どうぞ市民の方にも御理解をいただきたいなど、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市の農業振興施策について外1件を、植松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従いまして、質問させていただきます。

第1次産業である農業を取り巻く情勢は、対外的にはWTO農業交渉を初め、オーストラリアとのFTAなど先行き不透明で予断の許さない情勢であります。また、昨年は戦後最大の農政改革と言われた品目横断的経営対策が矛盾にも諸問題がある中スタートし、1年目にして見直しの状況、また品目の助成金等などが現行を下回り、手取り額の減少に対する不満と制度上の不備に対する怒り、現在の状況でいくと農業を守るどころか農業を崩壊させるおそれがあります。とにかく農業、農村は過疎化、生産者の高齢化、農畜産物価格の下落、飼料、資材の高騰など国の政策を待つしかない状況であります。

そこで、質問をさせていただきます。1点目に、名寄市農業振興地域整備計画の進捗状況について、農業振興地域整備計画の見直し作業を進めていると思うが、進捗状況と作業スケジュールについてお伺いをいたします。先日3月2日の新聞に掲載されておりまして、しかしながら通告をしていま

したので、改めて御答弁をお願い申し上げます。

2点目に、新水田・畑作経営所得安定対策の内容について。品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策へと名称の変更となりましたが、内容はどのような見直しとなったのか、御答弁をお願い申し上げます。

3点目に、米対策、生産調整強化対策について。平成20年度米生産調整で転作が強化されたが、産地づくり交付金の対応について御答弁をお願い申し上げます。

4点目に、農地・水・環境保全向上対策について。昨年もモデルケースとして風連の西区で行われ、今回8組織立ち上げ、全市的取り組みに向けた受益説明等などを行っていると考えております。現在の状況は、まだ事務量が多い対策と聞いているが、地域組織の体制づくりについて御答弁をお願い申し上げます。

5点目に、農業担い手の育成対策確保についてでございます。地域農業は、高齢化、兼業農家が進む中で担い手対策は大きな課題であります。そこで、新年度での市独自の対策の内容について御答弁をお願い申し上げます。

6点目に、新たに策定した地産地消推進計画についてでございます。食の安全、安心に対する消費者のニーズが高まる中、生産者と消費者の交流を深めるため、関係機関と連携して地産地消を推進すべきと考えますが、御見解をお願い申し上げます。

次に、大きな2点目、名寄市林業振興施策でございます。森林は、二酸化炭素の吸収や水源の涵養、国土、生態系の保全などさまざまな公益的機能を有し、生活や経済に欠かせない公共的財産であります。次の世代に森林を引き継いでいくためにも森林に対するすばらしさを再度認識する必要があると思います。今回北海道では、地球温暖化をテーマとする北海道洞爺湖サミットの開催地として国との連携を図りながら森づくりを進め、地球温暖化防止に積極的に貢献することが必要であ

ります。その意味においても質問させていただきます。

1点目に、森林整備地域活動支援交付金事業の内容について伺います。森林所有者にとっては、森林施業、作業路整備等交付金で実施していただける制度であります。内容と取り組み状況についてお知らせを願いたいと思います。

2点目に、地球温暖化防止に貢献する森づくりについて、1、森林、民有林の整備事業の支援策と新たな施策についてお伺いいたします。民有林も木材価格の低迷により著しく森林経営意欲が減退しております。40年、50年、また100年、当市は現実的でなくなっている状況でありますので、その辺も答弁をお願い申し上げます。

また2番目に、市民参加の森づくりに対する普及、体験等の考え方について伺います。今まで市としても健康の森での記念植樹、昨年は全国植樹祭に合わせての記念植樹も行ったのは承知しております。しかし、世界的地球温暖化防止の重要性を重視し、豊富な自然の中での魅力を改めて意識することは難しいが、市民参加の機会を与え、大人から子供まで本物に触れる機会を提供し、体験し、水の大切さなどの普及活動も大事と考えておりますので、答弁をお願い申し上げます。

以上でこの場での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたり御質問がございました。私からのお答えとなりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

初めに、名寄市の農業振興地域整備計画の進捗状況についてのお尋ねでございます。近年担い手の減少や高齢化の振興、食の安全、安心に対する消費者の関心の高まり、さらにはWTO、FTA交渉の進展や新たな食料・農業・農村基本計画に基づく農政改革など、農業をめぐる情勢が大きく変化する中、意欲ある農業の担い手の育成や環境

との調和に配慮しつつ、農地などの資源の確保とその適切な利用を図ることを基本に、国では平成17年11月15日農業振興地域の整備に関する法律第3条の2の規定により定めた農用地等の確保等に関する基本指針を変更、それに伴う北海道の農業振興地域整備基本方針の変更、さらには合併に伴い行政区が一つになったことから、新たに計画を策定するものでございます。これまでの策定作業の経過といたしましては、本年度は現況調査による現状把握、基礎調査の一環として農業者への農地利用意向調査を実施し、今後5年間における農用地利用の変更の有無について取りまとめをしたところでございます。また、紙ベースで管理していた計画図面データをデジタルシステムにするため専門業者へ委託しており、デジタル化により農振、農用地の正確で効率的な利用状況の把握と管理を行うことが可能となるものでございます。今後の作業手順につきましては、庁内関係部署、市内関係機関、団体との協議調整をしながら、平成18年に策定いたしました新名寄市総合計画、新名寄市農業・農村振興計画、道北なよろ農協策定の第1次地域農業振興計画とも整合性を図りながら、計画書、基礎資料を整備し、最終的には計画書、農振、農用地区域図及び付図が整備された後、名寄市農業・農村振興審議会への諮問、北海道協議を経て平成20年度前期までの手続完了を目指し、事務作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、新水田・畑作経営所得安定対策の内容でございます。国は、品目横断的経営安定対策について生産現場からいただいたさまざまな意見を踏まえ、対策に関する誤解の解消に努めるとともに、地域の実情に即した見直しを行うこととして水田・畑作経営所得安定対策に変更をいたしました。見直しの主な内容でございますけれども、加入者の拡大に向けた面積要件の見直しとして、地域水田農業ビジョンに位置づけされている地域の担い手については市町村の判断で本対策に加入

できることとなりました。まだ詳細は示されておりませんが、名寄市におきましては約50戸が新たに加入できるものではないかというふうには押さえているところでございます。先進的な小麦など産地の振興として、北海道や九州北部などの小麦産地やてん菜産地において地域の生産力に見合った収入が確保されるよう本対策とは別途の支援が講じられることとなりました。また、資金繰りにも配慮して、麦、大豆など直接支払いの交付金の支払いを早め、申請手続も徹底して簡素化することというふうになりました。今後国あるいは農政事務所から詳細が入り次第、関係機関と連絡を密にとり合いながら、生産者への情報提供をしてみたいと考えているところでございます。

次、米対策、生産調整強化対策についてのお尋ねでございます。平成20年産に係る数量配分では、昨年よりウルチ米が数量で約55トン、換算面積で約21ヘクタールが評価され、モチ米は数量で約123トン、換算面積で約35ヘクタールが強化されております。なお、モチ米につきましては、昨年計画段階とほぼ需要は変化していないことから、昨年同様10%の自主削減を継続することとなっております。生産調整強化分につきましては、加工米で対応することとなっておりますかと思われまます。転作強化に伴いますところの平成20年度の産地づくり交付金への影響につきましては、約56ヘクタールが強化されたことにより基本助成額が反当3万2,000円で、総額約1,800万円が新たに必要な財源となりますけれども、平成19年度の繰り越し等を勘案いたしますと交付金の見直しまでにはならないというふうには考えているところでございます。平成20年度における米の数量配分方針及び産地づくり対策に係る生産者への周知につきましては、3月3日、4日で最終説明を終えているところでございます。今後生産者の理解と協力を得て生産調整の推進を図ってまいりたいというふうには考えているところでございます。

4点目の農地・水・環境保全向上対策についてでございます。地域説明会は、昨年11月から対策内容についての説明、組織立ち上げに向けての協議などを各地区ごとに34回ほど行ってまいりました。現在新規8組織の役員がほぼ出そろいまして、来週から4月初めの組織設立に向けて協議を始めているところでございます。協議経過の中で、名寄の大橋集落が交付金算定の対象となる農地がないことから地域組織に参加しないのと、それから旭東集落では畑、草地が多く、さらに中山間地域が多いことから交付額が少額となり、共同活動を行うことが困難という地域との協議を経て、地域組織に参加しないこととなったところでございます。現在採択に向けた道ヒアリングが始まっていますけれども、昨年のような本対策における北海道の予算上の問題はない模様でございまして、市といたしましても地域の意向を受けた活動計画の協議を行ってまいります。また、地域組織づくりの状況についてのお尋ねでございますけれども、議員言われますとおり昨年から本対策における事務量の多さが指摘されておりまして、一部事務の簡素化が図られましたけれども、本対策の性質上、活動項目が細分化されているため、まだ事務量は多いというふうに受けとめております。先行させていただきました風連西活動組織が事務の外部委託を行っていることも参考にさせていただいて、地域組織の体制づくりをされるようお願いをしているところでございます。今のところおおむね水田地帯では、外部委託の方向と考えているところでございます。

次に、農業担い手の育成対策の確保についてのお尋ねでございます。農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進む中で地域農業を支えるすぐれた担い手を育成確保することが課題となっていることは御案内のとおりでございます。平成20年度に向けた市独自の担い手対策の主なものを説明申し上げますと、農家子弟が自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成する

農業青年チャレンジ事業、農業後継者の就農を奨励するため農業従事期間5年を経過したときに助成をいたします農業後継者就農奨励補助金、新たに農業を営もうとする者に対し必要な援助を行うことにより、新規就農者の早期定着及び経営の安定を図る新規就農者支援事業、地域農業における担い手及びリーダーの育成を図るため、中長期の調査研究に要する経費に助成する地域農業担い手育成事業、農村青少年の組織化された団体を対象にその自主的活動を助成し、地域農業の活性化と農業後継者の育成確保を図る農村青年活動支援事業等がでございます。有効に活用されるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、新たに策定をいたしました地産地消計画の推進計画についてでございます。近年食を取り巻く環境の変化や食品の表示偽装、中国産冷凍食品の薬物中毒などの問題が発生する中で、健康や食生活における食品の安全、安心への関心が高まる一方で、親世代の食生活の乱れによる生活習慣病、健康障害が子供たちにまで生じており、大人だけでなく子供からの生涯食育が必要となっております。このような状況の中で地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消は、消費者にとっては生産者の顔が見え、話ができて、安全で新鮮な農産物を入手できるというメリットがでございます。生産者にとっては、流通コストの削減、さらには本市農業への理解を深め、将来的には安定した出荷先を確保することにもつながるなどのメリットがあるというふうに考えております。今年度策定いたしました食育推進計画と基幹産業が農業である地の利を生かした地産地消推進計画の実施計画において、毎日の食卓に名寄産の食材を使おう運動など、食育と地産地消を車の両輪として関係機関、団体はもとより市民各層による推進体制を構築し、名寄市地産地消の推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。



次に、大きな項目2つ目の名寄市林業振興施策についての森林整備地域活動支援交付金の内容についてのお尋ねでございます。この制度の目的は、森林の持つ公益機能の発揮に向けた適切な森林整備の実施に必要な不可欠な地域活動を支援するとなっております。また、この制度は平成14年度に始まり、平成18年度までの5カ年で終了いたしました。平成19年度に制度を一部改正し、新たに平成23年度までの5カ年で引き続き実施されることとなりました。新制度の内容は、森林所有者から委託された団地の代表者と市町村長が協定を締結いたしまして、毎年施業実施区域の明確化事業や歩道の整備などの結果の取りまとめなどを実施することで、毎年ヘクタール当たり5,000円交付されるものがございます。対象となる森林は、森林施業計画を作成している9齢級以下の人工林及び12齢級以下の育成天然林の一部でございます。市有林あるいは大企業の所有林は除外となっております。また、交付される5,000円の財源内訳は国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1となっております。前期事業からの大きな改正点は3点ございまして、1点目は協定締結の対象が従来は所有者だったのですが、この制度から森林所有者全員から団地の代表者へ変わったこと、2つ目には交付額が従前1万円から5,000円になったこと、3つ目には森林所有者への配分がなくなったことでございます。名寄市の取り組み状況でございますが、平成18年度29団地、3,924ヘクタール、19年度は23団地、4,490ヘクタールとなっております。今後ともより多くの方々の理解のもとに事業の拡大に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、民有林整備事業の支援策と新たな施策についてのお尋ねをいただきました。地球温暖化防止に寄与する森林の役割は、さきの京都議定書で日本に課せられました温室効果ガス抑制で、二酸化炭素換算排出量は基準年1990年マイナス6

%ですが、そのうち3.7%を森林で達成することになっております。また、達成年度は2008年から2012年の間とされておりまして、現在その期限に入っておりますが、温室効果ガスの排出量は基準年よりさらに6ないし8%程度増加し、トータルでは12ないし14%の削減を達成年度期間内に減少させなければなりません。このような状況から、国有林、民有林を問わず、森林の整備推進が求められているところであるというふうに考えております。無立木地への植林や木の正常な生育を保持するため、除間伐、枝打ち、下草刈りなどなすべきことはたくさんあると思いますけれども、木の成長には時間と手間がかかることから、整備が思うように進んでいないのが現状であろうかと思っております。本年の洞爺湖サミットを契機として、国でも美しい森林づくりの交付金事業、また道におきましても法定外目的税で（仮称）森林環境税の導入を目指しているところでございます。しかしながら、事業の制度内容など不確定の部分もあり、市といたしましても現在行っている民間の除間伐への助成とあわせて、国、道の制度を十分活用できるよう情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市民参加の森づくりに対する普及、体験のお考えはとのお尋ねでございます。森林は、清らかな水を涵養し、安全な食をはぐくむ貴重な財産であり、また二酸化炭素の吸収を通して地球温暖化防止にも重要な役割を果たしており、未来を担う子供たちにしっかりと引き継ぐことが求められております。そのためには、小さなときから森に親しみ、木に触れ合うことが大切であろうと考えているところでございます。市といたしましても各種行事に伴い、健康の森、文化センター、名寄市立大学などに市民参加のもと植樹を実施してきましたし、各種団体におきましても数多くの記念植樹が開催されてまいりました。また、苗木の無料配布も実施し、各家庭において木と親しんでいただいております。今後とも機会あるごとに市

民参加を呼びかけていきたいと考えております。ことしは、時同じくして地球温暖化を共通のテーマとする北海道洞爺湖サミットが開催されますことから、森林の持つ多面的機能を広く啓蒙する絶好の機会として市民に呼びかけ、子供を通じた植樹を計画いたしたいというふうに考えているところでございます。

以上、御理解をいただきたいと思っております。お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、再質問をさせていただきますと思っております。

農業振興地域の整備計画に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、地元の新聞等で皆さん御存じのことと思っておりますけれども、私も勤めの関係で以前から農振の見直しをということで、議員やる前からお願いをしてございました。ということは、遊休農地というか、いろんな絡みがございまして、それぞれ市のほうに足を運びましても施業図というのですか、それに色鉛筆で色分けしたぐらいで、なかなか担当者もわからない部分があるのと、台帳を見ながら整合性を図ったものですから、今回私も議員になってから何回かお願いを申し上げましたけれども、今部長のほうから御説明あったように合併によつての、また農業関係の機能を含めて計画図面を今度デジタルにしていくということで、この辺の明確化、それと補助金関係ですとか、いろんな関係もこれはもうぜひ国の、道やらに出すのに当然必要なものですから、これは本当に大変いいことだと思いますけれども、この辺も農業の振興に十二分に反映していただければいいのかなと思っております。これはわかりました。

続きまして、新水田・畑作経営所得安定対策の質問でございまして、この関係に関しましては昨日、それから前の日と代表質問などで質疑応答などしていたしましたので、角度を変えてちょっと申し上げたいと思っております。新水田・畑

作経営所得安定対策が名称だけでなく、中身も大幅に変わってまいりますし、そして面積要件、また市町村特認と、それと担い手の要件緩和、交付金の目減りに配慮、収入減少影響緩和対策など報道をされておりますし、またこの関係も昨年の参議院議員の関係も逆転という形の制度の中で、12月に入ってから早急な見直しをされたと報道されているわけでございますし、そこで質問をさせていただきましても、まず1点目にこの見直しに当たって中長期的な視点に立った内容になっていないのではないかなと。また、本対策の申請時期はいつまで申請をしなければならないのかお尋ねしたいのと、それから国、農政事務所から詳細がまだ来ていないということでございますけれども、この辺もどうなっているのか、この2点をちょっと先に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 議員御承知のことかと思っておりますけれども、品目横断が1年もせずに水田、畑作というふうなことで名称を変えただけでなくして内容も変わったということでございます。今お尋ねにありましたように、私どものほうで今後中長期的な視点に立って、この制度がどこまで続くのかというようなお尋ねですけれども、これについては国の施策の中で施行されているといえましょうか、行われていることでございますので、何とも申し上げづらいのですけれども、何とか品目横断みたいなわかりづらいというのでなくして、やっぱりわかりやすい制度が続いてほしいというふうに願っているところでございます。先般説明会をさせていただきました。その折にも生産者のほうからわかりづらいと。黄ゲタ、緑ゲタというのはわかりづらいと。それから、言葉の使い方もわかりづらいというようなことが多く出されておりました。そんなことからすると、名前もちょっと変わりましたけれども、できるだけわかりやすいものをそうそう変わることはないように願っているところでございます。

なお、申請時期につきましては、6月中に手続を進めるといことになりますものですから、それに向けて準備を進めているところでございます。

先般会議の折にでも農政事務所のほうから来られてまして、この制度についての概略説明をいただいたのですが、その範疇しか承知しておりませんので、また農政事務所とも連絡をとり合いながら、手続に遺漏のないような形の中で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） るる説明いただきましたけれども、今詳しい内容含めて国やら農政事務所ではまだ何も言ってこない。こちらのほうでどれぐらいにはっきりするのか、国のほうも含めてそういうことはしているとは思っておりますけれども、いかんせん職員含めて生産者含めて今の時期は本来であればもう明確にされていまして、実施されるのが、もう段取りしているのが本当だと思うのですが、そこで生産者含めて去年みたいな形になってくると、いわゆるこの間智恵文のほうに行きましたら、小麦、てんさいなんかつくってございましたけれども、小麦は割と今智恵文産少ないのですけれども、てん菜なども糖分の減だとか何かの中で大変な、それと輪作もできないとか、もう3年後ぐらいになったらこの品目関係でいきますとちょっとつくるものがないのではないのかという話もされておりました。その中でここに交付金の目減りに立つ配慮だとか、この辺の中身だっどどれぐらいまで精細になっていくのか、ちょっと疑問な点もこの中身で見ますいろいろなとあるのですけれども、そこでまだ内容もわからない。明確な政策が打ち出されないと。そうした中で対象の含めている皆さんは、本当に不安に思っているわけです。それで、この要素が大きいだけに、やはり提示された、それから説明責任を含めて、そして農政事務所なりにかなり物を申せる、

申し込まなければ困る面もあるのですけれども、ちょっとその辺の確認と、あと説明責任におかれまして生産者含めて当然各団体の農協もこの事務処理なんかいろいろ入ってくるわけですから、その辺の周知徹底だとか、これからなのかもしれませんけれども、今の段階であれば御検討願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般具体的に申し上げますと、農業振興対策協議会の水田部会がございました。その折に農政事務所さんに来ていただいて、この制度の改正の部分についてかいつまんで説明を受けたのですけれども、それは骨となる部分の説明に終始しました。今後につきましては、またその段階でも詳細部分はまだわかっていないのだというようなお話でございましたから、申し上げましたように6月中に手続することになりますから、もう残された期間わずかなのですけれども、先ほど言いましたように事務所のほうと詰めて、当然農協とも連絡とり合って今詰めているのですけれども、それらについて手続を遺漏のないようにしていきたいと思っております。ただ、今農政事務所さん必ずしも名寄ばかりでございませぬので、それらの部分につきましては当然頭の中にあると思っておりますから、手続もそのようにおくれるということにもならないと思っておりますから、逐次詰めて手続の遺漏のないようにということで進めていきたいと思っておりますので。また、生産者のほうにはたびあるごとに説明をさせていただいております。先般も3日、4日と、それから地域に入って説明をしております。状況が変わり次第とか、進める手続がこうなりますということになりましたら、それぞれの代表さんを通じて御連絡を差し上げるというようなことで説明会を終えておりますので、そんなことで遺漏のないように進めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番(植松正一議員) 先ほどから言っているように後問題ないように、それはもうがっちり詰めていただきたいなと思っております。

次に、米対策、生産調整強化対策でございますけれども、この辺も先般代表質問などでございましたので、また改めてちょっと角度を変えてお願いをしたいなと思ってございますけれども、平成20年度の産地づくり対策の実績と振興作物の担い手の土地利用集積ですとか、それから水田農業ビジョンから見た全体の評価について伺いたいと思っております。あわせて米価の下落に対応する地域水田農業活性化緊急対策の内容、見通しなどあれば伺いたいと思っておりますけれども。

○議長(小野寺一知議員) 手間本経済部長。

○経済部長(手間本 剛君) 議員20年とおっしゃいましたけれども、19年というふうに受けとめさせていただきたいと思っております。19年度の産地づくりの実績というふうに受けとめさせていただきます。19年度の産地づくり対策の決算の見込みでございますけれども、約10億8,400万円ほどになります。当初に比べまして99%の執行見込みになろうというふうに押さえております。旧制度の分で参考までに申し上げますと、18年度の実績に対しましては約97%になるのではないかとこのように押さえております。産地づくり対策では、加算措置や農地流動化を通じた担い手の育成を初めといたしまして、基幹作物の安定生産や振興作物への誘導策を通じた経営体の安定、強化、安全、安心への対応や売れる米づくりを通しました産地の確立を目指して対策を講じられているというふうなことでございます。実績で申し上げますと、全対象者778名中、担い手加算の対象者につきましては639名、農地流動化の対象者につきましては53名で、面積にいたしますと137ヘクタール、それから振興作物のうち施設園芸作物の対象者につきましては152名、35ヘクタールでございます。路地野菜の対象者では405名、365ヘクタールとなっ

ています。そのほかにイエス・グリーン等の公的認証の対象者につきましては、65名で136ヘクタールというふうになっているところでございます。この制度におきましては、新制度1年目の評価といたしましておおむね順調に推移しているというふうに判断をさせていただいております。ただ、依然農業におかれましては厳しい情勢に何ら変わることございませんので、新たな課題対応に見直しを図りながら、ビジョンの実現を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つのお尋ねでございますが、地域水田農業活性化緊急対策事業についてのお尋ねでございます。国は、米価の下落の対策といたしまして平成19年度の補正予算で500億円を予算措置したところでございます。これにつきましては、米の生産調整拡大によりますところの米価の安定を目指すものでございまして、具体的には平成19年産と平成20年産の主食の作付面積の比較によりまして、生産調整の拡大に対しまして一時金として10アール当たり5万円を交付するという内容のものでございます。ただ、以降5年間生産調整を固定するという制度でございまして、どちらかという生産調整の達成されていない府県に対するものであろうかというふうに思っております。生産調整の達成を促す制度と考えておりました、過日代表者会議、生産者への説明を終えさせていただいておりますけれども、生産調整を達成している北海道は水張りの志向が強いというふうに考えておりますし、本市におきましても大変強うございますので、積極的な活用にはこの事業は結びつかないのかなと、そんなふうな受けとめをさせていただいているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 植松議員。

○2番(植松正一議員) 今の生産調整強化ということで、今回の数量的にはもう確定しているということでございますけれども、いずれにいたし

まして北海道のほうは休耕も生産調整がうまくいったのだと。だけれども、ほかのほうで他の県のほうではこれはなかなかうまくいかぬ。そのために皆さん方に、こっちの真剣にやった人はばかを見るというか、その辺の対策も含めてだろうと思うのですけれども、とりあえずこれから農協とも、やはり行政、それから生産者と一体となった、中間でもその辺のどうなっているのだとか、見直しの関係も含めて、ぎりぎりいっぱいになったら後でまた問題も出てくるかもしれませんので、その辺もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、農地、水の保全の関係で、これはわかりました。ただ、事務連絡、事務の業務のいろいろな組織含めて外部委託ということで、水田は外部委託、事務処理が多いということで申し上げましたけれども、ここで畑作地域のほうはどう考えているのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 先般農地・水・環境保全向上対策につきましての説明会をそれぞれ説明をさせていただきました。智恵文地区にお邪魔させていただいた折には、それについてはそういった委託をしなければならぬのかと。10%ほどかかるのだと。そういうものをかけないで地元で何とか取り組める方法がないのか考えてみると、こんなような御発言もありました。御案内のとおり、モデル事業として風連西地区で取り組まさせていただいております。なかなか時間的なすき間がないといいたいまいしょうか、それから作業も集中するというようなことからいたしまして、水田畑につきましては委託のほうでお願いをするというような決定をされまして、そんな方向でとらせていただきました。私どものほうは、活動組織と呼ばさせていただいているのですが、この分につきましてはそれぞれの、全部で9地区でございますが、その活動組織が決めていただくことになるというふうに考えておりました、負担にならないようにというようなこともあります。それ

から、御案内のとおりこれはソフト事業でございますから、日報も含めてそういった記録をつけるということが必須というふうになりますものから、ともすると毎日のような作業事務にもなる。それから、なかなか考え方も及ばない、手が回らないということも十分考えられます。そんなことも踏まえまして、活動組織にこういうことですよということで御説明をさせていただいております。しかし、お話がありましたら、私どものほうもできるだけ手のかからないような、省力化できるような、そんなような方法も考えていきたいというふうに思っています。いずれにしても、十分話し合いを進めながら、サポートできるものは最大限サポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今説明いただきましたけれども、農家の方ですから、この間も周知徹底も含めて、問題は農家の方も要所要所の写真ですとか、やっぱりちょっと練習したらいいのではないのかとって練習してあれしたらぼけていたとか、これは後で修正きくものでもないですから、なかなか写真技術というか、その辺の関係もちょっと心配しているところもあったし、確かに日報だとか記録というのは、役員も今度体制つくるわけですからある程度のことはできると思うのですけれども、この間も畑作の関係行ったら、組合というか、営農組合というのか、そういう組織の中である程度やっていけるのではないのかという話はされておりましてけれども、これに対しては会計検査の対応等などもあるので、やはりその辺もこういう角度だとか、そういう説明も、写真のとり方だとかいろいろあると思いますので、その辺もちょっと説明をしながら進めていったらいいのかなと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

農業担い手の育成対策の関係は、今まで担い手

の関係もいろいろと施策含めて十二分でもないのではありますけれども、ある程度の対策をされているということですので、やっぱり高齢者含めて、65歳以下の担い手も含めて、これから皆さん高齢化になっていくわけですから、農家の若い人らを育てるために、いろいろな研修だとかあると思うので、実際にそういう人のを聞いて、生の声を反映していただければいいのかなと思いますので、この辺はわかっています。その辺も含めて後で来年へ向けてというか、検討していただければいいのかなと。

それから、6番目の新たな策定した地産地消の推進計画で、これは質問させていただきたいと思えますけれども、食の安心、安全ですか、その関係で生産者と消費者との理解を深めるために、推進計画含めて食育の関係も先ほど言っていましたけれども、まずこの辺がやっぱり今しっかりした母体にならなければならないのかなと思っております。そこで、3点ほど私というか、地域の声なども今申し上げますので、その辺の考え方はどうなのか確認していただきたいと思うのですけれども、きのうもこの関係、地産地消の関係でもございましたけれども、地元農畜産物の理解と地産地消の推進ということと、それから農業体験ですとか、それから2次産業である農産加工、それと朝市、産直などに取り組む女性のグループへの支援等々考え方があればちょっとお知らせ願いたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今地産地消についての考え方をお尋ねいただきました。私どものほうで地産地消を進めるに当たりまして、基本的に4つのそれぞれの役割を持つとかというふうに考えているところでございます。その目標の一つといたしましては、生産者及び農業団体でございます。これにつきましては、地元の消費者に支持される農畜産物の生産出荷をきちっとしよう。生産者、農業団体は、地元の消費者に愛される農畜

産物をきちっと生産出荷しようという役割が1つでございます。2つ目には、消費者でございます。消費者につきましては、地元の農産物を活用した食生活によるところの健康増進をきちっとやっぱり認識してもらおうと。地元の食材を使おうと、使ってもらおうと、そして健康増進につなげようという考え方が2つ目でございます。3つ目には、食品を扱っていただく産業関係者でございますが、消費者にPRするとともにそのニーズの把握に努めていただこうと。どういったニーズがあるのかということでの役割を担ってもらおう。もう一つは、行政でございます。関係者の連携を図りながら、情報の提供や施策の推進を図り、地産地消を推進する協議会を立ち上げて、幅広くその協議会の中で議論しながら、検討しながら推進していこうと、こんなような4つの役割をそれぞれ分けて担っていただこう、担っていこうというふうな考え方を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業体験の考え方についてお話をいただきました。農業体験につきましては、議員もう既に御承知だと思いますけれども、それぞれの段階の方々から多くの体験をいただいております。私どものほうは、これからもそういったグループ、サークル、そういった方々にもお力添えをいただきながら、さらに農業体験ができるような環境づくりといたしまししょうか、そういった場づくりに努めていきたいと思っております。なかんずく私どもが今考えておりますのは、小学生が農業体験に参加できるような田植え、収穫、場合によりましては先般グリーンアドバイザーが食育オリエンテーションというようなことでございまして、家族そろって、親御さんそろっての農業に対する触れ合いを全市的なネットワークの中で展開していただいております。ぜひ小学生ができるだけ多く農業を体験できるような、そんな場づくりを100%を目指して取り組んでいきたいなど、こんなことで考えているところでございます。

それから、農産加工、朝市、産直に取り組んでいただいております。とりわけ女性グループの皆さんには、本当に熱心に活動していただいております。これらにつきましては、女性の方々に対する支援として市から単独といいたしめようか、独自で支援は申し上げておりませんけれども、産地づくり、あるいは中山間の交付金事業、あるいは農業振興対策協議会の中でそういった一定の助成、あるいは相談事によりましては助成ができるというふうに思っておりますので、そんなことで今後も御支援をさせていただきたいと思っておりますし、また名寄市に限らずほかのところの情報等もそういった方々に提供するように努めていきたいというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 時間になりましたので、その辺も十二分にとらえてやっていただきたいと思ひます。

それでは、森林整備の地域活動に入りたいと思ひますけれども、これに関しましては最近森づくりの係に關しましては市民の皆さんを含めて関心があるところでございますけれども、100年先を見込んだ施業体制という長いスパンの体制ということで、しかしながら水源涵養ですとか、自然災害の防止ですとか、保安、それから地球温暖化対策の、市民の皆さん方はその大切さをわかっているのですけれども、認識している中ででも実際にできるというか、長いスパンなものですからなかなか厳しい問題もござひます。その中で私も努めた関係もござひますので、この機会に認識も深めさせていただきながら、ちょっと質問をさせていただきますたいと思ひます。

森林整備地域活動支援交付金の中身ですけれども、これ14年から18年までということで、また今度新たに19年ということで、1万円から、これ1万円でしたけれども、今回5,000円にな

ったと。その根拠の係と、それからこの協定締結の流れは代表者と、それから行政とで締結前にもしていたと思ひのですけれども、この辺の流れや何かちょっと教えていただきたいのと、それから続きまして人工林の除間伐の補助事業の係なのですけれども、今まで国、道などの助成などは十分でございますけれども、この人工林、市単独の人工林除間伐事業補助事業に關しましては、この辺の内容などをちょっとお知らせしていただきたいと思ひしております。まず、この2点ちょっと。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お尋ねでございますけれども、森林整備地域活動支援交付金事業につきましては19年度からさらに5年が延びるということでございます、かつては1万円だったのですけれども、5,000円に削減されたというふうなことでございます。残念なことだということに思ひしております。先ほどもちょっと触れましたけれども、地球的な環境の話が専らでございますけれども、そんな中で林に対する認識がまだまだ薄いのかなと思ひしております。私どものほうとしましては、国の施策によってこういうふうなことで下がったということでございますが、ことしたまたま環境サミットも開かれるというふうなことでござひまして、新たに何かお聞きしますと国では美しい森林づくり基盤整備交付金の制度を考へているようでございます。あるいはまた、高齢級森林整備促進特別対策事業というふうなことで、新たなメニューも考へているようでございます。これらにつきましては、また情報が入り次第取り組んでまいりたいというふうなところでござひますので、御理解をいただきたいと思ひています。

それから、協定の締結の流れでございますけれども、今後の分につきましては地域の代表の方と締結をして、市と締結をして、そして森林組合に事務の委託をすることになります。森林組合が協定事務に基づきまして、活動といいたしめようか、

事業を実施していくというふうな流れになってこようかと思っておりますので、個人から地域の代表者との協定に変わったということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、名寄市の人工林の除間伐事業につきましては、一定の補助をさせていただいているところでございますけれども、現在名寄で独自に造林に対する補助につきましては、単独補助につきましてはございません。他の町村等の分の動きも十分承知したいと思っておりますけれども、木に対する役割、機能というものが見直されている昨今でございますので、これらの部分につきましても十分意を配して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 時間の関係もございませぬけれども、今のいろいろな政策を含めてまだ言いたいこともありますけれども、造林関係含めて近隣の町村などで私も調べてみますと、やはりいわゆる国の補助金に関して、国から補助来ると。それは、大体約68%ぐらいなのです。それに所有者が自己負担として32%ですよね。そうしたら、その32%に対して近隣の町はそのうちの本当に所有者の自己負担の5分の1を負担していると。近隣です。ですから、その辺の整合性含めて、私が向こうに行ったときにこのところの山はこうやって温かい負担があるのにはうちはないとかとやっぱりいろいろあるものですから、その辺の調査などを含めて整合性を保っていただきたいのと、それから今月の末ごろだと思っておりますけれども、ちょっと担当者に聞きますと、林野庁の予算関係が今出てきます。それで、これは去年のものなのですけれども、森林関係、今の地球温暖、また含めて森林吸収削減の関係で項目がいろいろあります。この中に去年出ていまして、これまた24年まで継続だというのですけれども、手を挙げるか挙げぬかは別として、やっぱり農業用水の水

源地の地域保全整備事業というのが去年から新規になって出てきている。これは、水源地の側の環境整備、干ばつだとか、それからそれに含めた耕作放棄地のところに造林しろとか、そういうような林と農の抱き合わせの部分がかかなりあるわけです。ですから、今度造林会議に行ったときにこういうのを見ていただいて、そしてやはりこれはこのあれには最高のメニューだぞと、そういうものを引き出しながら、そうでなくてもちょっと今おくれぎみですから、その辺もひとつよろしくお願いを申し上げたいと思っております。これは時間になりましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

新天文台のビジョンについて外2件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） 御指名がありましたので、今定例会において大項目3件について通告に沿い、質問をしていきたいと思っております。

新天文台のビジョンについて。名寄市は、近隣に明るい大きな都市もなく、また空気も澄み渡り、天体観測には絶好のまちと言われ、晴れた日の夜には天の川の無数の星々がきれいに見られ、都会から来た来訪者は皆驚き、見とれてる姿をよく目にします。また、情報発信のためのIT化も比較的に進めやすく、天文台からの情報発信にも適していることは理解できます。しかし、市の財政逼迫の中、貴重な財源約7億円を投入しての大型事業ですので、失敗のないよう進めなければなりません。現在の市立木原天文台は、平成4年に名寄高校の先生をしていた木原秀雄氏からの寄贈を受け、今日まで担当の努力もあり、3つの超新星を発見するなど名寄市の知名度アップや経済効果にも貢献をしていますが、老朽化が進み、平成19年度より3年間めどに建てかえに向け進んでいますが、完成後の新天文台のビジョンについてお伺いをいたします。

1点目、望遠鏡の口径が現在25センチから1



50センチになると聞いていますが、その性能の違いをお伺いいたします。

2点目、プラネタリウム館も新しく併設されると聞いていますが、現在のものとの違いをお伺いをいたします。

3点目、新天文台の国内、国外を含めての規模、性能などの位置づけについてお伺いをいたします。

4点目、天文台とプラネタリウムの併設、また新しいということもあり、当初利用者の拡大も期待されますが、継続的な利用者拡大をどう考えているのかお伺いをいたします。

5点目、現在の運営時間は水曜日から日曜日の午後1時から午後7時までですが、観測時間帯が少なく、季節によっては日の入りとともに閉館ということも考えられますが、運営時間の考え方についてお伺いをいたします。

6点目、現在2名の職員体制ですが、施設の規模にも関係はしますが、人員の配置についての考えをお伺いいたします。

7点目、建物、施設は市の負担で、望遠鏡については北大の負担と聞いておりますが、建設後の運営分担はどのように考えているのかお伺いをいたします。

続きまして、新規就農者などに関する条例について。市内の農家戸数の減少については、言うまでもなく年々減少の一途をたどり、耕作放棄地についても年々増加傾向にあり、農地の流動化にも苦慮し、原油の高騰による生産費の上昇など農家経済の厳しさが続いているのが現状であります。世界的な食料事情を見たときには、地球温暖化による干ばつや災害による世界的な収穫量の減少に加え、穀物のバイオ燃料転化などで穀物相場は高騰しています。国内大手商社もこぞって諸外国の農産物生産企業に大口の投資、共同企業の拡大をしながら今後の農産物流に危機感を強めています。国内農業経済についても今後このようなこともかんがみ、必ず上昇することと想定はしますが、現状を見たとき後継者不足は明らかで、農業に意欲

と情熱のある若者を呼び寄せ、地元農業者とともに農地保全、農業の発展、反映に力を合わせるべきだと考えます。

そこで、5点についてお伺いをいたします。1点目、新規就農者の状況について、個人情報に関係もありますので、公表できるところで結構ですので、状況をお伺いいたします。

2点目、条例のPRについてですが、ホームページに就農についての案内が載っておりませんが、載せるべきと考えますが、お伺いをいたします。

3点目、名寄市の条例は、道内各市町村の就農条例と比較しても手厚い施策になっておりますが、配偶者か同居親族がいなければ該当にならないのは利用しづらく、改善するべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

4点目、農地を取得し、農業を始める人には手厚い条例ですが、その前段の就農に至るまでのサポート、また就農後のサポートの現状はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

5点目、体験研修から就農研修、そして就農に至るまでの相談者や一貫した道筋の確立が必要と考えますが、お考えをお伺いをいたします。

続きまして、食育推進について大事なこと。毎日の食事は、私たちが生きていく上で最も重要なことであることは言うまでもないことですが、日本の食料自給率は昭和30年代80%近くあったのが現在は39%と主要先進国の中でも飛び抜けて低い数字であります。食料よりもお金を重ねてきた国や企業の方針が今日の現状を生んでいることは明白であります。自給率の低下とともに食べ物に対する考え方が少しずつ変化してきたように感じます。私の小さいころは、もっと食べ物に対し敬意や感謝を持っていたように思います。多くの家々には、大小の家畜が飼われ、子供から大人までその家畜の世話をして、家族同然の家畜であってもその命の恩恵を受けていた時代でありました。いただきますやもったいないなどは、その命に対する感謝や敬意のあらわれだと思います。

平成17年に国の食育基本法が制定されました。基本法の総則には、一部このことが記載されてはありましたが、基本的な施策の中には全くこのことに対する施策はなく、栄養学、流通学的なところによる食生活の改善目標が多岐にわたり記載されております。しかし、ここに載っている知識や言葉では伝わらない心の食育、命が命に支えられているというこの基本が今本当に必要なことではないかと感じます。この心の教育を今後我がまの食育推進に当たり、具体的な施策の中にどう配慮し、理解を深めていくのかお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目、3点目については経済部長からの答弁となります。

新天文台のビジョンについて御質問いただきました。初めに、望遠鏡の性能の違いについてということでお答えをいたします。望遠鏡の性能は、レンズ及び鏡の直径でほぼ決まると言われております。現在木原天文台が有する望遠鏡の口径は0.25メートルであり、13.7等星まで見ることができます。1.5メートル前後の口径の望遠鏡になりますと、17.8等星まで見ることが可能であると研究者の間では言われております。明るさで申しますと、口径0.25メートルより約100倍暗い星が見られるとのことでございます。観測条件が国内トップクラスの名寄市ですと、国内に建設されている同クラスの望遠鏡よりはるかに暗い天体を身近に見ることができます。現木原天文台の望遠鏡の性能では、雑誌やテレビ等で紹介されていたが、このような天文現象をリアルタイムで直接体験することができることとなります。予定される新しい望遠鏡が実現すると、理論値で国内2番目の性能を有することになり、今まで手の届かなかった遠い天体が観測、研究できることにより、

国内外の研究者からも注目され、多目的な利用にも大きな期待が持たれているところでございます。

次に、現行のプラネタリウムとの違いについてお答えをいたします。現在市立図書館4階に設置されているプラネタリウムは、昭和45年に設置されたもので、その操作はすべてマニュアルで、星空を再現するだけの設備であります。近年プラネタリウム投影機は、デジタル時代の恩恵により飛躍的に進歩しております。こうした背景の中で新天文台に設置予定のプラネタリウム機器は、最新のデジタル技術を生かし、今までの星空を再現するだけではなく、立体的な空間をつくり、宇宙旅行疑似体験や望遠鏡からの映像を大スクリーンに映し出すことで、望遠鏡をのぞく方たちの待ち時間解消にも活用する計画でございます。また、曇った日の来館者には名寄市でしか得られない宇宙の映像をプラネタリウムで再現し、体験できるよう計画しているところでございます。

次に、新天文台の国内外での規模、性能度についてお答えをいたします。現在世界最大の光学望遠鏡は、1999年ハワイに完成した国立天文台すばる望遠鏡の口径8.2メートルです。この大きさは、宇宙の果てや他の惑星系を調べるために必要な口径と言われておまして、有名な天文台であります。国内大型天文台での望遠鏡の最大は、兵庫県立西はりま天文台が有する口径2メートル、2番目が群馬県立ぐんま天文台が有する口径1.5メートルとなっております。名寄市の新天文台建設計画の望遠鏡については、北大側の構想で口径1.5メートル前後を予定をしているとのことですが、具体的な内容については設計段階で、まだ詳細は決定しておりません。実現しますと、国内2番目の性能を有する天文台の位置づけになると考えております。さらに、星空の条件等を含めたトータルで見ると、名寄市の新天文台は国内随一と言っても過言ではありません。また、大学と自治体との協力でつくられている天文台は全国的に初めての試みとなることから、大きな話題性を含ん

で注目されているところでございます。国際的な天文台の状況ですが、各国の国立レベルの天文台は研究者によるスケジュールが決まっているため、突発的に出現した天体の模様を自由に観測できないのが現状でございます。しかし、名寄市の天文台は研究機関として、国外では平均的な大きさですが、このような観測要望にもこたえることが可能でございます。また、国内主要大学や研究機関と連携した共同研究が実施される見通しとなっていることから、今まで解明できなかった未知の天体が明らかにされたり、新天体発見ができる可能性が大きいと考えられます。このことから、名寄市新天文台は世界からも注目される天文台として位置づけられるよう北大や研究機関との連携を強化していきたいと考えているところであります。

次に、市内外の利用拡大についてお答えをいたします。現在の木原天文台は、一般住宅に併設されており、収容人数が6人程度と小規模での対応しかできません。しかし、新天文台は道立サンピラーパーク星見の丘に建設されることから、オートキャンプ場やコテージ等の宿泊が可能であり、駐車場も確保されていることから、年間1万2,000人程度の集客を見込んでございます。また、毎年世界じゅうで注目される天文現象や突発的な天文現象及び名寄であられる低緯度オーロラの観測など、以前から注目され、実績もあることから、予想を上回る集客が見込まれると思っております。また、人間、地球、宇宙のつながりを理解し、豊かな人間性をはぐくむ場として学術交流や人材育成の場として新天文台を生かした特色あるまちづくりを進めていきたいと考えております。道北地域の学校単位での団体利用や国内大学の研究会を初め、天文学会の開催も多数見込まれていることから、現在の木原天文台を大きく上回る継続的な利用者拡大に努めるとともに、交流人口の増加や地域の活性化も担える特色あるまちづくりを目指していきたいと考えております。

次に、運営時間及び職員、人員の配置について

あわせてお答えをいたします。現在の運営時間は、御質問いただいたとおり水曜日から日曜日の午後1時から午後7時まででございます。新天文台の運営管理を進めていく上で、職員の増加は必要不可欠と考えておりますので、人員の配置によって運営時間も弾力的に対応できますので、市民の利用しやすい時間設定に心がけるよう部内で協議を進めているところであります。現在の天文台は、職員1名、嘱託職員1名で対応しておりますが、新天文台は床面積1,000平米弱を計画しており、施設の維持管理や運営面から現行体制での対応は難しいと考えているところです。今後の運営面などから、技術職員等の増員を検討しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、北海道大学との運営の分担について御質問いただきました。名寄市と北大では、平成17年に相互協定を結び、宇宙観測や学術交流を通して人材育成に努めることとし、協定事項の中にも地域振興に関することなどが盛り込まれております。当市では、教育、研究、観光等のあらゆる分野で天体観測を生かした特色あるまちづくりを目指しております。北海道大学大学院理学研究科では、宇宙を研究する専攻を新たに設けましたが、観測施設を所有していないために、自然科学にとって基本となる教育研究が十分に行うことができない環境にありました。北大としても早急に教育研究施設を確保する必要があったことなどから、双方において新天文台建設の機運が高まる中、施設は名寄市で、観測研究関係機器配備については北大で支援いただけるようお願いをしてきたところでございます。施設の維持管理に係る費用負担についても応分の負担をいただくことで話し合いがなされているところですが、実施設計で施設の管理区分もはっきりいたしますので、改めて協議をしていくこととなります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 私からは、大きな

項目2つ目の新規就農者等に関する条例についての新規参入者の現状についてお尋ねをいただきました。お答えをいたしたいと思っています。

新規参入者の受け入れに関しましては、旧名寄市時代の平成7年3月に第1次の農業振興計画を策定し、あわせて新規就農者等に関する条例を整備し、担い手の育成確保を図るためには新規参入の受け入れも必要との考えのもとに条例を制定してきたところでございます。時同じくして平成7年9月、北海道農業担い手育成センターが設立され、連携協力して推進してまいりました。本格的な農業研修生や体験実習生の受け入れは、平成10年ころからになり、これまで農業研修生15名、体験実習生32名ほど受け入れてまいりました。その中で農業研修終了後新規参入者の状況でございますけれども、平成14年以降では8戸13名が新規参入いたしております。内訳は、独立就農が6戸11名、農家子弟との結婚によるものが2戸2名、名寄地区4戸、智恵文地区4戸となっております。経営類型は、畑作、野菜が5戸、水稲、畑作が2戸、畜産が1戸、それぞれ地域において頑張っているところでございます。近年の農業研修、体験実習受け入れの状況でございますが、北海道内においても平成12年のピーク時には道内で農業研修155件、体験実習196件、合わせて351件ございました。平成18年には農業研修35件、体験実習36件の合わせて71件と減少してきております。反面、大学生などが農業法人への就職をし、力をつけて独立というような形態が増加してきております。当市におきましてもここ数年は体験実習生2名程度の受け入れに終わっておりますが、北海道農業担い手センターと連携をいたしまして、農業に対するビジョンが明確で営農意欲旺盛な新規参入希望者の受け入れの推進に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、条例PRについてのお尋ねをいただきました。新規就農者の募集PRをホームページにと

のお尋ねでございますけれども、十分とは言えないかもしれませんが、一部載せてございます。カテゴリーのくらしの情報または窓口案内及び移住・交流情報からもアクセスできることになってございます。ホームページには、新規就農者条例の対象者、支援のほか就農者の写真、コメントを掲載させていただいております。また、北海道農業担い手育成センターのホームページにも掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと存じます。今後新規就農希望者に名寄農業が十分アピールできる内容とすべく、改善を図ってPRに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

3点目の配偶者の条件についてのお尋ねでございますけれども、当市の新規就農者等に関する条例は道内でも支援水準の高い施策と考えております。農業研修中は、国の制度資金である就農支援資金や受け入れ農家からの報酬で農業研修や生活をし、就農後2年間は技術的にも経営的にも未熟なため、既存農家並みの所得を上げることは難しいことから、経営準備支援助成金月額10万円を2年間支援するなど、研修中の国、道の制度と連携をとるような支援システムとなっております。配偶者がいなければ条例の適用にならないのは利用しづらいのではないかとのお尋ねでございますけれども、御承知のとおり農業経営はなかなか一人でできる職業ではないというふうに考えておまして、条例の対象者要件にある新規就農者は配偶者もしくは同居の親族を有することとさせていただいております。ただ、結婚予定者がいるか、または同居の親族がいる場合は対象となります。独身者の場合、ややもすれば地域とうまくいかない場合や経営が立ち行かない場合などで気軽に離農されることが懸念されることもありますので、独身者の場合は条件をつけて認定をしているというふうなことで御理解をいただきたいと思っております。

次に、就農、営農のサポートについてござい

ます。現在当市において就農を目指す農業研修生はおりませんが、これまでの状況をお知らせいたしますと、新規就農希望者があった場合は名寄市農業担い手センター、これの構成につきましては行政、J A、農業委員会、普及センター、指導農業士などで協議、審査をいたします。受け入れが決まりますれば研修生受け入れに登録された農家で2年以上実践的農業研修が始まることとなります。この間は、受け入れ農家の営農から生活に至る指導も大変ですが、道の経営研修や機械研修の受講、名寄市農業担い手センターとしても座学研修や地域青年などとの交流など連携してサポートしております。1年間の研修が終わりますれば受け入れ農家、本人とも協議し、農業に対する意欲が前向きであることを確認し、農業委員会やJ Aには就農の確保に関する情報の協力をいただき、2年以上の研修終了後地域の協力を得て就農につながるよう進めてまいりました。就農後につきましても普及センターやJ Aによる営農指導や市としての各種支援をしておりますけれども、関係機関だけではなく地域の農業者や同年代の農業青年の支援協力が最も効果があるというふうに考えているところでございます。

次に、一貫した制度の確立についてのお尋ねでございます。農業担い手が高齢化し、後継者不足と言われて久しいところでございますけれども、地域の農業の実態を見ますと担い手の育成確保は避けて通れない緊急かつ重要な課題の一つと考えており、農家子弟だけではない新規参入も含めた多様な担い手の確保が必要と考えております。新規参入者の受け入れに関しましては、平成12年ごろのピーク時より希望者の数は減少してまいりましたが、道の担い手育成センターには多くの体験実習生、農業研修生希望者がテレビ電話やメールを含め営農相談などに訪れておりまして、この中から一組でも優秀な新規参入者を受け入れることができれば、地域にとって大きなプラスになると考えているところでございます。研修から就

農に至る一貫した道筋の確立とのお尋ねですが、議員言われますとおり北海道担い手センターでは各種のマニュアルも用意されております。当市にも委嘱されている就農アドバイザーがおりますし、北海道指導農業士、北海道農業士で構成される名寄地区グリーンアドバイザー協議会がサポートしてくれる体制がございます。合併後の地域センターの設置について、現在その準備中で、市、J A、農業委員会、普及センター、振興センター、農業指導士などを構成に立ち上げ、受け入れ態勢と研修体制、サポート等一貫性を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな項目の3つ目で食育推進についての自然に恵み、命の連鎖をどう伝えるかということについてのお尋ねをいただきました。近年食を取り巻く環境の変化や食に関する情報が多様化する中、健康や食生活における食品の安全性への関心が高まる一方で、親世代の食生活の乱れによる生活習慣病や健康障害が子供たちにまで生じており、大人だけではなく子供からの生涯食育が必要となり、国は平成17年5月に食育基本法を制定いたしました。本市におきましてもこれらの状況を踏まえまして市民一人一人が食についての知識を高め、安全で望ましい食生活を実践することが心身の健康を増進することにつながり、ひいては豊かな食文化の継承及び発展に寄与するため、平成19年度において名寄市食育推進計画を策定いたしましたところでございます。計画期間は、平成20年から24年までの5カ年とさせていただいております。各年次ごとの取り組みを実施することといたしており、計画の実施、検証、評価に関しては新たに関係機関、有識者、大学、一般市民などで組織する（仮称）名寄市食育推進協議会を設置し、食育にかかわる課題解決のため、関係者が相互に連携協力しながら、市民運動として推進してまいりたいと考えております。当市における市民の食生活、食環境の現状を踏まえ、食に関する課題を提起し、「豊かな食材、家族いっしょに

楽しい食事」をテーマに7つの推進目標を掲げさせていただきます。1つには、家族一緒に食事をとりましょう。2つには、朝御飯は一日の活力の源、毎日しっかり食べましょう。3つ目には、お米が中心、日本型食生活を食卓に取り入れましょう。4つ目には、栄養バランスのよい食事で自分の健康を見直しましょう。5つ目には、農業体験を通して、感謝の心と食の大切さを学びましょう。6つ目には、今がしゅん、名寄の新鮮野菜を食べましょう。7つ目には、名寄市は食材の宝庫、食に関する正しい情報と知識を身につけましょう。毎年次取り組み目標を定めて、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。特に朝食の欠食をなくすこと、孤食をなくし、家族と一緒に食事をとること、早寝早起き朝御飯の取り組み、基幹産業が農業である名寄市の特徴を生かし、毎日の食卓に名寄産の食材を使おう運動など食育と地産地消を並行した取り組みで推進してまいりたいと考えております。自然の恵み、命の連鎖をどう伝えるかにつきましては、従来から取り組んでいる学校給食や農業体験などを通じ、食べ物は自然の恵みで生きることや自然界の食物連鎖について知り、自然界の中での生きている自分の存在について考えさせ、自然と大切にする心をはぐくみ、食べ物を粗末にしない心を育てなければならぬと考えております。御理解をいただきたいと思っています。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） それぞれ御答弁をいただきました。天文台のほうから再質問をさせていただきますと思います。

望遠鏡の性能でいいますと、今までのより100倍の能力といいますか、明るさでいうと。それから、プラネタリウムも今までのような点の明かりでなくて、いわゆる立体的な星空で、模擬体験までできるということで、本当に私は余り天文に詳しくないのですけれども、楽しみにできるよう

な感じをしておりますが、昨年建設地の地質調査と申しますか、地盤調査を行っていると思うのですけれども、今後の設計から完成までのスケジュールをお伺いしたいのと、それからまだ北大側の望遠鏡の設計ができていないということでございますけれども、心配されるのは建物はできたけれども、望遠鏡がなかなかできなくて、おくれるということはないのかどうか、その辺の北大との協議の中身、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それから、利用者の拡大についてですけれども、実際完成してみないとどのぐらいの増員になるかわからないと思っておりますけれども、先ほどの説明ではかなり期待できるのではないかなと思っておりますけれども、その際の入館料、それをどうするのかお伺いしたいのと、それからほかの天文台ではそれぞれオリジナルのそこそこの天文台のグッズを販売なんかもしているところも結構あるみたいなのですけれども、公園内ということでその辺のことが可能なのかどうかお伺いしたいと思っております。

それから、完成後の維持運営費については実施設計後決めていくということですのでけれども、市側の考えはどの程度の考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

それから、もう一点、現在の跡地ですとか建物、それから中に入っている望遠鏡ですとか、木原先生が残した手づくりの望遠鏡、それから今のプラネタリウム、それをどうするのか、まずお伺いをしたいと思います。

以上、6点になると思っておりますけれども、お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいま日根野議員から北大との連携について1つ御質問がございました。北大とは、御案内のとおり平成17年に相互協定を結んで、その後ずっと研究活動も一緒に進めてきているところであります。その中で名寄に天文台を建設することについての名寄市と北大と

のニーズがそれぞれ一致したといえましょうか、そういう中で今回の運びになってきたところでございます。したがって、平成17年以来名寄に天文台を建設するという具体的なお話について北大と協議を続けてまいりました。その中で先ほど部長の答弁のように施設設備のうち、入れ物については名寄市が、そしてレンズにかかわる部分については北大がそれぞれ分担しながら、新しい天文台をつくる。北大は国立でございますので、国に予算を請求するというので、北大でもレンズの部分については正規に国に予算を請求するというので確認をとれております。そして、これについては第一、北大でも順位がございまして、予算の請求をするときに国に対しまして。その中のかなり高い順番、場合によっては1番か2番くらいの予算請求という形でまいりたいと、こういうことを確認とれていましてございまして。これにつきましては、1月には島市長が北大の佐伯総長に訪問し、また2月8日には私や教育部長等が改めて北大の総長並びに北大理学院の教授や事務局ともお話をし、確認をしているところでございます。いずれにしても、相互の力を合わせて日本一星のよく見える、そういう天文台を名寄に建てたいと、こういう夢はしっかり一致しておりますので、これからも北大側としっかり連携をとりながら、今議員の御心配のように建物ができた、レンズは結局何もなかったなんていうことにはならないように運んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 何点が御質問いただきました。初めに、スケジュールの関係であります。平成19年度におきましては、昨年6月の補正の中で地質調査等、あるいは実施設計の部分について4,700万円ほどつけさせていただきました。平成20年度におきましては、工事監査の委託、それから工事費ということで1億6,500万円ほど予定をしております。また、21年で

ありますけれども、天文台の本体、そしてプラネタリウム、それから備品購入ということで5億2,000万円ほど予定をしております。20年、21年度で本体を着工するという状況になってございます。

それから、利用者の拡大の部分について、入館料について御質問ございました。入館料については、まだ詳細に詰めておりませんが、各地のいろんな状況を資料収集しているわけですが、余り高くても人が入らないだとか、安くてもなかなか収入が入ってこないだとかいろいろありますので、入館料にするか、あるいはプラネタリウムの観覧料だけにするのかだとか、やっぱりいろんな考え方がありますので、その辺についてはもう少し調査研究させていただきたいというふうに思っております。

それから、グッズの販売ということで、これも他の天文台等でもやっているということであります。名寄市の中でも先ほどの議員の御質問の中にも超新星を3つ発見したという部分がございますし、いろんな天文の発見をしております。そういった部分でのグッズの販売も可能な限り考えていきたいというふうに思いますし、天文台の中にもそうしたコーナーを設けて、名寄市から発信している天文のそうしたものについて、できればそうした形で実現したいというふうに思っております。

それから、維持管理運営費の関係でございますが、これについても当初から北大さんにも応分の負担をしていただくという考えでございまして、先ほども申しましたように実施設計の中で管理区分が大体明確になってきました。というのは、1階部分についてはほとんど天文台の一般開放向けということになると思いますけれども、2階部分については研究室も含めてありますし、また深夜の観測ということでは天文台本体を北大側が、あるいは北大の学生さんたちが使うということになります。そういった意味では、どの程度の時間帯

だとか日数だとかということもまだ詳細決まっておりますませんが、そういったことも含めてどのぐらいの費用負担をしていただけるか、今後詰めさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、木原天文台の今後ということであります。木原天文台にある木原先生が作成いたしました望遠鏡については、天文台の中の展示ルームといたしますか、そういったところに展示をして、木原天文台の資料等を残していきたいというふうに思います。また、現プラ館のものについては、機械的には非常にもう古くなってきているということで、これは今のところ使えないのではないかなというふうに思っています。木原天文台の現施設については、図書館の施設の資料整備の部分での保存の部分で今後若干の間は使用させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 今の答弁でちょっと何点かお伺いしたいのですけれども、実施設計はいつごろできるのかお伺いしたいのと、それから教育長の答弁ではレンズだけが北大の持ち分というか、そんな印象を受けたのですけれども、望遠鏡自体はそうしたらどっちが作るのか、その辺もう一点お伺いしたいのと、それからプラネタリウムは私は使うとか、当然使えないと思うのですけれども、今の新しくなった天文台で展示をされる計画があるのかどうか、その点もう一点お伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） レンズにかかわりましては、北大が予算請求することをございまして、今予算の骨子をつくっている状況でございますが、私が知る限りでは3億円から5億円ぐらいレンズでかかるのではないかとございまして。そして、そのレンズを覆うといいましようか、筒みたいなものとか、正確に何というかわかりませんが、そういうのも当然その中には含まれて

いるということで御理解いただきたいと、こう思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 実施設計の関係につきましては、今月中ということであります。6月の補正以降地質調査と並行して、8月にどういったような形での天文台ができるかということで3案ほどコンサルのほうから示されて、土地の有効活用等も含めて一つの案に考えまして、その後2カ月ぐらいかけて中身のことを協議しまして、10月に2度目の実施設計の協議をさせていただきました。それからまた、細かい部分について、先ほど言った研究室のこととか、そういった問題も含めて協議をして、12月26日に大詰めの協議をさせていただきました。その後細かい部分でまだ詰めなければならない部分がありまして、例えば暖房の問題だとか、環境に優しいとか、そういう部分の中でもありますし、あともう少し詰めなければならない部分がありまして、まだちょっと決まっていない部分があります。しかし、3月いっぱいまでにはそうした実施設計が上がってくるということであります。

また、現プラネタリウム館でのプラネタリウム機器については、展示する予定はございません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。

それから、この間もポスフルの関係で光を余り空に出さないようにということで申し入れをしたということも聞いておりますが、環境を含めると日本一の天文台ができるということで、ほかの天文台を持っている町村はもとより天の川を取り戻そうということで光害防止条例を制定してきている市町村も最近多々出てきているのですけれども、私はやっぱり法的にきちっと整備をすべきでないかなというふうに思っているのですけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいのと、それから3月いっぱいまで大体実施設計ができ上がる



ということでございますけれども、木原先生の御子息が東京におられて、東京なよろ会の会長もしておられて、今はもう恐らく退職されているのではないかということも考えますが、もともとその御子息は日本最大の設計会社に在籍されて、東京ドームの設計をされたと聞いておりますが、木原先生の残した遺品を展示するということでございます。展示する場所を設けるということでございますけれども、設計までとは言いませんけれども、例えば展示する部屋の内装ですとか照明ですとか、何らかの形で携わっていただけるようないきな計らいとか、そういうことは考えられないのか、その2点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 設計の問題については、先ほど展示ルームと言いましたけれども、玄関入って、エントランスルーム入って企画、展示コーナーといった部分で今考えているところなのです。それで、その正面に現望遠鏡についての展示といったことを考えております。ですから、ルームの設計とかなんとかということよりは、レイアウトだとか、そういったことを参考にさせていただける部分はあるのかなと思いますけれども、実際的な全体的な設計の中で今業者にお任せしておりますので、そこに入っていけるかどうかというのはちょっと非常に難しい部分があるのかなというふうに思っております。

それから、ポスフルに関しての光の害の関係ですけれども、これについても他のいろんな要望の中の一つとして、光の部分についてポスフルに申し入れておられて、光の部分については直接設計業者とお話をさせていただきまして、極力光が上に行かないような、そういったようなことを要望して、実際に設計図といいますか、配置図といいますか、そういったものを見させていただきまして、例えば駐車場の部分についてはほとんど下に入っているわけですが、ポスフル本体の部分の看板とか、そういう部分については

下から上に向かう光ということがございまして、そういった部分についても極力下に向けるような、そんなようなことでのお話をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 日根野議員から本当に心遣いをどうするかという観点で、木原先生の御子息、なよろ会の会長さんでありますけれども、気持ちをどう取り入れるかという形での御質問をいただきました。私どももなよろ会を通じまして大変お世話になってございますし、また今回の新天文台に木原先生の足跡も残すということは決まっておりますので、今山内部長から答弁したとおり展示スペースは限られると思いますけれども、そこにどう御子息のこと、木原先生の功績を残すという観点で取り入れさせていただけるか、木原会長とも少しその辺を打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております、本当に心遣いをするというところを忘れがちでありますけれども、御質問いただきましてありがとうございます。

光公害につきましては、今答弁したとおりなのでありますけれども、条例をつくるかどうか。条例をつくるとすれば、どのことを基準にしてつくるかと。今建築サイドの基準はあるのでありますけれども、それらを研究させていただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。天文台は終わらせていただきます。

それでは、就農条例の関係で、時間がないので、はしょって。まず、配偶者と同居親族の条件なのですけれども、御答弁では一人でなかなかできる職業ではないと、農業は。それからまた、単独者はうまくいかなかったらすぐ離農するということも考えられるという御答弁でございますけれども、しかしこれ何十組も入れた上でそういう統計があ

るということであれば理解もできるのですけれども、まだまだ少ない経験の中でそういう条件をつけるとするのは名寄市にとっても得策ではないなというふうに私は思っているのですけれども、例えば差をつけるのであれば配偶者や同居親族いる人たちと単独者との支援の額の差をつけた形のほうが理屈に合っているのではないかなと思いますけれども、もう一度その辺の答弁をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 配偶者についてのお尋ねを再度いただきました。今条例上はこういうふうな取り扱いをさせていただいておりますということで、御理解いただきたいと思っております。今農業も目まぐるしく変わるような状況でございますし、また道の担い手センターのほうとも連絡をとり合ってどういう実態にあるのか等々について、先ほどお話ありましたように法人のほうで大学を卒業されてから力をつけて、そして今度個人に行かれるというような事例もあるように聞いておりますから、そこら辺の実態を踏まえて、また検討すべきことがあるかどうかということも踏まえていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、一貫した制度の確立ということで、今地域センターの立ち上げを準備しているということでございますけれども、その全体的なイメージ、当然新規就農や担い手支援の拠点になるのだろうなというような感じは受けるのですけれども、今まちが考えている全体的なイメージについてももう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 申しわけないのですけれども、まだ申し上げる段階までには至っていないというふうに思います。新年度を含めて早急にそういった体制をとりたいというふうに、設

置に向けてセンター機能を充実させたいというふうに考えておりますので、また御相談する機会がありましたら御相談し、またお話をさせていただくときがありましたらお話をしていきたいと思えます。もうちょっとお時間いただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 就農については終わらせていただきます。

それから、食育に関してですけれども、名寄市でも食育というのは本当に多岐にわたった分野で、なかなかとらえどころがないといえないのですけれども、あるといえばあるのですけれども、名寄市でも食育推進の中で朝御飯を食べようですか、孤食をなくそうという取り組みをされているのですけれども、世界的に見たときには今8億5,000万人の飢えに苦しむ人々がいて、毎日2万4,000人の人が餓死で亡くなっているということを考えると、本当に名寄市の取り組みというのは豊かさの上に成り立つ悩みなのかなというふうに感じますけれども、今豊かな中で本当に教えなければならぬのは、やはり命の上に命が成り立っているということではないかなというふうに私は感じているのですけれども、私自身もどうすれば解決するという策はないのですけれども、答弁では給食や農業体験の中で育てていくということでもございましたけれども、どうもびんとこないというか、その中でどういうふうに教えていくのか、わかる範囲でいいですけれども、教えていただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 失礼申し上げました。食育の計画につきましては、先般答申をいただいて、報告の中で市長のほうに提出していただきました。できたばかりでございます。議論の中では、健康、保健師が扱う分野、それから学校で、学校給食もそうなのですけれども、一般の学校教育で扱う分野、給食で扱う分野、それから私ども

のほうの農務課、いわゆるつくる側といいたいでしょうか、安全、安心を生産する側といいたいでしょうか、そういった部分であります。その部分の中でいろんな御意見を賜りました。今度は、推進委員会を立ち上げるというふうなことで先ほどお話し申し上げましたが、その中でどういうふうに推進をするのか。先ほど7つの目標を掲げましたので、それらに向けて具体的なアクションが6つほどあります。それらについては後ほどお示しますが、そんなことでまた検討していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 子供たちに教えるというよりも本当は大人たちが気づかなければならないと思うのですけれども、なかなかその辺も難しいのではないかなと思いますけれども、最低でももうすぐ社会で働く名寄の大学生あたりには、これがいいのかどうかわかりませんが、食肉センターの一貫の流れを見せるとか、そういうことも必要でないかなと思いますし、それから教育長にお伺いいたしますけれども、現代の学校の中で家畜を飼うことは可能なかどうか、その辺お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 時間もございませんが、超えてもよろしゅうございますか。食育の問題は、学校教育にも大きくかかわりのあるところがございます、医食同源というのでしょうか、そういう言葉がありますが、私は医食とをあわせて学ぶことと食事とは大きなかわりがある。学食同源ということもお話ししているところでございます。そういう中では、学校教育でどう取り組んでいくか。1つは、生き物を学校の中で飼う。それから、植物を育てる。こういうことは各学校がやっております。花から始まって金魚とか魚とかやっているわけでございますが、今家畜というお話がございました。かつてある報道があったのでございますが、豚だったと思っております。豚を飼育した。そ

して、小さい子豚をもらってきて飼育した。そして、どんどん大きくなってきた。そして、豚は最後どうなるか。そこで、大変大きな問題。大きなというのは、クラスの中で大きな問題になったということがございます。そんなことを考えますと、今いわゆる家畜というのは教育現場では難しいのかなと、こんなことを考えたりしておりますが、家畜ではなくてほかの生命あるものを育てることによって、やはり育て、やがては死んでいくというこの営みをしっかり覚えさせると同時に、そういうものを食べながら私たちは生きているということも教えていかなければならない。そして、平成20年度からは2人栄養教諭が誕生する予定になっております。今受験いたします、栄養教諭の。その受験で恐らく合格すると思っておりますので、間違いなく合格すると思っておりますが、2名が学校に配置になりますので、その栄養教諭を通しながら、今のお話のようなこともしっかりと指導できる体制をつくっていききたいなと、このように考えております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

任期半ばを迎えた島市政から外2件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 御指名をいただきましたので、これより3件5項目について順次質問を行います。

まず最初に、新名寄市長として任期4年の折り返しの2年目を迎えます島市政についてお伺いをいたします。島市長は、平成18年3月27日の旧名寄市と旧風連町との合併によって同年4月23日に行われた市長選挙で当選をされ、新名寄市

の初代市長として間もなく在任2年目を迎えます。初代市長として、上半期2年の在任期間を顧みてどのように自己採点をし、自己評価をされているのかお伺いをいたします。また、その自己評価を踏まえた上で、残り下半期2年間の課題と展望にどのように取り組まれるか、その方針と姿勢についてお聞きをいたします。

質問2件目のうち、名寄市における危機管理体制についてお伺いをいたします。さて、この危機管理ですが、リスクマネジメント、セキュリティーマネジメントあるいはクライシスマネジメントとその呼称はさまざまでございます。ところで、この危機管理の世界ではよく引き合いに出される言葉で、予測できなかったことが起きたことについては地域社会から受容されるが、予測できたことが起きたことについては地域社会から受容されにくいということになっています。改めて申し上げるまでもなく、前者は天災や不測の災害であり、後者は不手際、不祥事、事件、事故を指しています。この前者の防災にかかわる体制については、午前中の佐々木議員が触れておられましたので、またの機会に譲るとして、今定例会での私の質問は後者の予測されたことが起きた不手際、不祥事、事件、事故に対する現状の名寄市の危機管理体制とあるべき危機管理体制についてそれぞれお伺いをいたします。

引き続き同じく2件目の名寄市の法務執務体制についてお聞きをいたします。私は、昨年4月の名寄市議会改選で議席に着いて以来今日まで、議会に提案された幾つかの条例にいささか首を傾げざるを得ない場面に遭遇いたしております。一例を挙げれば、当初の提案から半年余が経過し、さらには検討の余地を残しながらも結果として実効を上げるまでには至らなかった名寄市特別用途地区建築条例が挙げられようかと思えます。このほかにも執行上、必須とされるべき条例そのものが未整備であった上に、加えて後日修正され、本来の派遣先が消失した名寄市市職員の派遣条例に関

する制定、そのほか市営住宅の配管設備にかかわる損害賠償など、数え上げれば一例にとどまりません。いずれも既に決着を見たとはいえ、その過程においては実際の訴訟行為、調停などの係争にまで発展しており、行政執行上あるいは行政運営上で公務執行に支障を来しているように思えてなりません。名寄市の条例立案過程及び法制体制についてお知らせをいただきたいというふうに考えております。

3件目の質問、教育基本法の改正についてお聞きをいたします。2008年は、学校改革の年と言われています。この学校改革の大もとは、教育憲法あるいは教育憲章とも呼ばれる教育基本法が戦後60年ぶりに全部が改正されたことによるものです。教育の憲法あるいは憲章が変わったことにより、学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法あるいは地方教育行政の組織及び運営に関する法律のいわゆる教育関連3法が昨年6月に改正されました。この3法は、いずれも本年4月からの実施となっております。法改正の底流にあるものが何かについては論議の分かれるところでもあります。過日の教育行政執行方針の中では大変残念ながら制度全体として何を目指し、その結果、学校がどのように変わるのか、この点について踏み込んだ説明、いささか書き込みが不足しているように思えてなりません。

そこで、この法改正により名寄市における学校改革の具体的な仕組みあるいは取り組みについてお知らせを願います。また、あわせてこの制度改正に伴い、新年度スタートに向けた名寄市における学校の集団としての指導力あるいは学力、経営力、こうした概念で言われている学校力が前述の法改正によってどのように向上するのかお知らせを願います。

以上でこの場での質問を終えます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大石議員から3項目にわたっての質問をいただきました。2項目めにつ

きましては総務部長から、3項目めにつきましては教育部長から答弁をしていただきます。

1項目めの任期半ばを迎えた島市政からということで質問をいただきました。おかげをもちまして市長に就任して、間もなく2年を終えようとしております。上半期という表現が適当かどうかわかりませんが、私は選挙の際にも市民と約束をいたしました。合併によって新しい名寄市が誕生したわけでありますから、合併時に約束をしたことをスピード感を持って実行していく、このことが私に与えられた大きな責任と、このように自覚をしながら、特に風連地区、名寄地区というようなこだわりをできるだけ早く一掃して、一体感を持ったまちづくりをしたいという気持ちで今日まで臨んでおります。週2回風連庁舎勤務という体制もつくらせていただきました。年間確実に履行できたかといいますと、他の日程等でどうしても風連庁舎勤務というのでできない時間もあるわけですが、風連庁舎に配置をいたしました経済部、建設水道部の所管の会議等についてはできるだけ私の風連庁舎勤務の時間との調整を図っていただいて、会議出席者の皆さん方がそれぞれの部署のある事務所内での会議に努めてきたところでございます。今地方自治体は、大きな転換期にあると、このように押さえております。さきの議員の質問の中でも地方分権下における地方にそのような受け皿も含めて行財政の基盤ができているのかと、このような質問等をいただいてまいりました。残念ながら、国、地方ともに高度成長期の社会基盤の整備で相当進んだとはいいながら、その大方を借金によって整備を進めてきたということで、その償還期が重圧になって自主財源を踏み出すことに大変苦悩している現実があります。そういう意味では、これからも新名寄市の社会基盤整備は新市建設計画の中で多くの市民要望がありますけれども、しっかりと優先順位を協議をいただいて、その中で合併特例債、また過疎債も制度がぜひ残ってほしいというふうに思っております

が、そうした国などの財政支援のある仕組みを有効に活用しながら、新名寄市建設計画に努めていきたいと、このように思っているところであります。

次に、市政推進の基本的な方針についても今まで述べておりますが、風連、名寄両地区それぞれ百有余年の歴史を持って合併をいたしました。この合併が市民の皆さんの評価の中で合併してよかったと、こういう結果を出さなければ、合併の意義が認められないと、こんなふうに思っております。それだけに早急に地域自治組織の確立、さらには自治基本条例の制定、このことにもしっかりと取り組みをしていかなければならないと、そのように認識をしておりますし、行財政改革推進計画により組織の再編整備、このことによる職員の削減等についても計画的に進めてまいらなければならないと、このように思っております。全国的にも例の余りない分庁方式を採用いたしましたので、このことの検証もしっかりしていかなければならないと、このようにも考えているところでございます。毎年の職員の配置がえ等異動によって、的確に市民ニーズにこたえる行政運営に努めてまいりたいと考えております。

後半の下半期ということになるかもしれませんが、残された任期の課題についてのお尋ねがありました。合併による一体感をつくらなければならないという総論での方向は固まりました。残された四十数件の事務事業の統一をしっかりと進めなければならないと、このように考えているところであります。中には、合併協議の狭間にあったもので、市民団体等の御理解、御協力がなければこれら解決しない分野もありますけれども、今日まで手がけてきた各種事業を軌道に乗せること、さらには大学、市立病院の運営、道の駅、風連本町の再開発事業など一定の期限を持っている事業については、しっかりとした完結まで進めなければならないと、このように思っているところでございます。いずれにいたしましても、新総合計画を基本とし

て両地区の均衡ある発展を念頭に、総合計画の前期計画を推進し、市民の負託にこたえるように努めてまいります。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 私からは、名寄市の危機管理と法制執務についてお答えをさせていただきます。

初めに、危機管理体制についてであります。万一行政執行上の不手際や不祥事、事件、事故が起きた場合のいわゆる危機管理につきましては、それら事案の重大性の度合いや発生の原因、背景、経過等を把握する中で、担当部局と総務部、さらには副市長、市長において組織的な対応をとることとしております。不祥事等は、あってはならないことであり、その未然の防止として全庁的な対応につきましては部内における相互チェック体制、職階によるそれぞれの立場におけるチェック等を通じて適正な事務の執行に努めているところであります。

次に、条例制定過程及び法制執務体制についてもお尋ねをいただきました。条例の制定につきましては、地方自治法で条例制定が義務づけられているものと名寄市が独自に判断をして制定するものがありますが、いずれの場合におきましても当該条例案を所管をする原課におきまして起案をし、上部決裁を受けた後、総務部法制担当におきまして法制面から不都合がないかどうかの審査を行った上で、理事者決裁を得て議案として提出する手順を踏んでおります。法制執務体制につきましては、合併後の新市における組織機構の中で総務部に条例制定等の法務を担当するセクションを設け、法制執務体制の強化を図ったところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、改正教育基本法から名寄市の学校力は高まるかについてお答えをいたします。

教育基本法の改正を受け、緊急に必要とされる

教育制度の改正について、国会の審議を経て教育関連3法案が可決されました。学校教育法の改正では、教育基本法の新しい教育理念を踏まえて義務教育の目標を定めるとともに、確かな学力をはぐくむ重視すべき点が明確化され、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長などの職を設けることになりました。また、学校運営では学校評価を行い、教育活動、その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することになりました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、教育委員会の基本的な方針の策定や活動の点検、評価など責任体制が明確化されるとともに、体制の充実や教育行政における地方分権の推進も明記されました。教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正では、教育免許の導入、分限処分を受けた者の免許状の取り扱い、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化が示されたところであります。改正されました教育関連3法案につきましては、小中学校関係者へ周知徹底を図り、教育委員会内部でも適切な執行ができるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。学校力の向上では、改正により教育現場が一新され、将来において教育再生の効果が出てくると確信しておりますし、着実な取り組みをすることで学校力の向上が図られると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御回答いただきありがとうございます。いただいた回答をもとにいささか順不同とはなりますが、再質問させていただきたいと思っております。

最初に、2件目の名寄市の危機管理と法制執務についてお伺いをしてまいります。答弁をお聞きしてちょっと感じたのは、危機管理に対する名寄市の対応がどうにも希薄だなという感じがいたしました。危機管理の十分な対応を怠ると、最近では政府のセクションで大きな事故が起きました。

その中で対応する対応ぶりが二転三転して、組織自体のありようとか信頼が揺らいでいると。また、近くは道内の自治体で生活保護費にかかわるその処理と対応と対策が非常に未熟で稚拙で、地域住民の受容が得られないというような事態にまで発展をしております。それが国の機関であれ、よそ様の自治体の危機であろうと、それを対岸の火事と見るか、あるいは他山の石とするか、それはやはり危機管理に対する意識の根底にあるように思えてなりません。

危機管理というのは、文字どおり危機を起こさない。未然に防止するための管理、あるいはダメージを最小限にとどめるダメージコントロールというふうにも言われているようですが、こうした名寄市における危機管理の対応の甘さから、組織が危ぶまれるというような事態にまで発展しないための危機管理体制が必要だろうと私は思います。たまたま最近発行されました広報なよの3月号の巻頭のページにリードの部分がありますが、そこでも図らずも書いている部分があります。ちょっと読んでみます。自治体の破綻が現実として起こり得る今、これからも生き生きとした云々というふうに、こう書いてあるのです。何げなく筆をとったのかもしれませんが、自治体の破綻が現実として起こり得る今というふうに潜在的にでも職員の方はどこかで危機管理意識というのがあるのだろうと。危機管理というのは、平常時、緊急時、収束時に従った体制がなければ、名寄市においても万々が一の、ちょっと大変語弊あるかと思いますが、不祥事、不手際、事件、事故があったときにとんでもない、未熟で稚拙な対応に陥ることにはなりはしないかという懸念がいたしますが、組織のスリム化ということで随分代表質問、一般質問の中でも取り上げられているのですが、危機管理部門に対する充実した体制を組むお考えがあるかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報で触れている部分につきましては、現実には道内の自治体が財政破綻をしたということも引き合いに出して、よそごとではないと申しますか、とりわけ財政健全化法がこれから適用される状況の中では、しっかりと財政運営をしていかなければならないという、そういった意味での表現であったと考えております。

危機管理体制、特にチェック体制の充実につきましては、その重要性は十分認識をしておりますが、組織としての限られた陣容の中で、可能な体制をとらせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。市民の税金を扱う公務員としての倫理も含めて資質の向上に努めて、それぞれの立場からチェックをしております、さらに会計あるいは監査機関における適切な対応なり、さらには議会のチェックもいただいているということでございまして、しっかりとこれらについては対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時間の配分を考えながら、再質問をさせていただきます。

続いて、名寄市の法務執務についてお聞きをいたします。この代表質問、一般質問でも随分条例にかかわる質問等あるいは答弁等がございました。先ほどの光に関するような条例について御質問があったかなと思いますが、地方分権が進んで、地方の自主自立、自己決定が強くと求められていく中で、住民ニーズに対応した地域社会を構築していく責務から、政策実現のための有効な法的な手段となるのは条例、規則だろうというふうに思います。これから名寄市は、自治基本条例あるいは議会は今、議会改革特別委員会、いずれ議会基本条例、そういった関連する条例も多分出てくるだろうと思います。実にさまざまな条例、規則の立案、施行、策定、いろんな要素が絡まって、そういう先ほど申し上げた法制事務の重要性は一層高まっていくだろうと私考えております。ただ、残念な

がら先ほど登壇して御質問申し上げた原課でつくり上げていた条例に、これまた語弊があらうかと思いますが、いささか瑕疵が見受けられたということで、原課において立案するであろう素案の条例の部分に策定する原課の中でいささか法制執務に対する能力にばらつきがあるのではないのか。そうした法務執務に対する職員の養成もこれからは必要になってくるだろう。今までのようにお国からコピー、ひな形おりてくるような時代ではなくなっていくだろうと思います。自治体の中でたたき台をつくって、いろんなプロセスを経て議会に諮って施行ということになるのだろうと思いますが、現行の原課における立案形成能力、あるいは先ほどお伺いをしたステップを聞いていて、果たしてこれからの政策実現のための法的手段としての条例、規則の制定にそごは来さないのか、再度お聞きします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま御指摘のございました原課ごとに法務を担当する職員を養成してはどうかということにつきましては、国や道の体制から見ましても人的配置が可能であれば、よりそういったことが望ましいということは認識をしておりますが、当市の組織機構から見て非常に難しいものがありますので、職員研修等を通じて職員全般の法務能力を高めるということを図って、ぜひ原課での政策立案や条例制定実務のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 続きまして、教育基本法の改正に伴う学校力は高まるかという点についてお聞きをしてみたいです。

先ほど山内教育部長のほうから今回の制度改正では、学校に副校長あるいは主幹の設置、教職大学院の創設、あるいは指導力不足に対する教員への厳格な対応、教員免許更新のための講習準備、そういった点についてお知らせをいただいたのですが、今回の制度改正で学校力以前に本当に先生

一人一人の授業の向上につながっていくのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今回の教育基本法の改正によりまして、職員等の免許法の改正とか、そういった部分の中で教員の資質を向上させるという部分がありますし、あるいは現在教壇に立っていて、何らかのふぐあいがあるといった部分の中でも研修を通じて資質の向上を図る。あるいは、教員免許状の10年ごとの研修修了、そんなことで教員の資質を高めるということがございます。そういった部分の中では、子供たちへの教育への成果というか、影響というか、そういったことも当然出てくるのだというふうに思っております。以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 文科省がおとし公立小中学校の先生を対象に実施した勤務実態調査というのがあるのですが、1カ月当たりの残業時間が40年前の8時間から34時間へとほぼ4倍強にふえているというふうになっています。とりわけ事務的な業務が月に22時間近くもふえているというふうに書いてございます。現実にはこれは大都会の教員の先生だけの問題なのか、あるいは名寄市のこうした中核都市における教職員はこうではないのか、実態はどうなのかお知らせいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今残業時間の部分について話されましたけれども、ちょっと私手元に持っておりませんが、実際に私も事務をしておりまして道教委なり上川教育局、そういったところからの文書というのは非常に多くございます。そういった意味では、逐次学校にそういった情報を流して、あるいは調査項目等もございまして、そういった部分、校長、教頭を通じて職員の方にも流れていくと。そういったことでの事務もありますし、また学習の準備というか、教員にとって



は学習の準備といったことも含めてございます。そういった意味では、そういった事務の流れ、私自身の考えですけれども、そういった事務がもう少し簡略化されないかなというふうな、そういったような思いもありますけれども、現状の中では学校の教育以外にそういったような事務的な手続の問題がいろいろ流れてくるということで、学校現場では非常に忙しい思いをしているのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今お手元に資料がないということですので、私もちょっと突っ込みがたいなと思ったのですけれども、ただ具体的に決して大都会だけの問題だけではないに、名寄市の学校における教員の皆さんの事務量はふえている。それは、時間数はちょっと把握はできないのかもしれませんが、ただいろんな御大層な改革案がいっぱい出ているのですけれども、いっそのことこういう例えば学校の先生の力量を向上させると。そのためには、そうした事務量を負担してあげるといふような、むしろ具体的な事務職員の配置だとか、そういったことをお考えになっているのかどうかということ、資料をもとに、お持ちでないということであるので、お答えできるかどうかちょっと不安なのですけれども、一応聞いてみます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 教員あるいは事務員の配置については、学校の生徒数に応じて決められてくるということがございますので、それ以外に配置をするということになると独自での取り組みということになります。現状においては、名寄市独自で配置をするという部分には、今ちょっとそういう状況にはないというふうに思いますので、現状の中でより効率的な事務処理あるいは学習へ準備ということが求められるのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 先ほどから制度改正で何点かお知らせをいただいたのですが、肝心かなめなことなのですけれども、名寄市の学校には副校長だとか主幹を置くのか、あるいは教職大学院が創設をされて、こちらのほうに通う先生はいるのか、あるいは指導力不足と指摘あるいは認定という言葉が当たっているかどうかわかりませんが、こうした先生に対してどのようにして対処していくのかお教えいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今回の学校教育法では、ただいまお話しのように副校長とか主幹教諭とか指導教諭とか、こういうものが新たに設置できるということになりました。しかし、現在のところ北海道教育委員会では各市町村にそういう職名を持った教諭を配置するということは具体的には聞いておりません。したがって、名寄では新年度副校長とか主幹教諭とか、こういうのは置かないという方向で進んでおります。もちろん名寄市独自でも置く予定はございません。このことに関しましては、やはり他の都府県などでは既に副校長などを置いているところもございまして、そういうところの教育成果といましようか、こういうこともよく確かめた上でやはり名寄市も考えてまいりたいと、こう思っているところでございます。

それから、教職員非常に多忙になっているということは事実でございますが、今部長は事務的な量も多くなってきているというお話もございました。そして、もう一つは、やはり以前の教育と大きく違う部分は、今は地域と、あるいは保護者と密着した教育が進められている。そういう中で子供と接すると同じとはいかないにしても、保護者や地域とも接する教員が非常に多くなってきた。そういう中で、例えばクラスだよりだとか学年だよりだとか、あるいは何だよりだとか、こういうものも一生懸命つくっている先生が多いのでございます。こういうものもやはり先生方の事務量を

ふやしている。しかし、これはあくまでも先生方の熱意といえますか、出せという決まりは教育委員会で作っていませんので、クラスだよりとか、そういうものは出さなくてもいいわけですが、先生方の情熱で出している。そういうことが結果的に時間を、いわゆる超勤のような形になっている。しかし、これについてはやはり何とかしなければならないというのは北海道教育委員会自体も考えておまして、上川管内でも超過勤務解消検討委員会というのを今立ち上げております。そういう中で具体的に学校では、どういうことをすることによって先生方のそういう負担を軽減していくか、超過時間を少なくしていくか、こういうことを今検討しておりますので、それらの推移とか結果も見ながら、また名寄も効果的な方法に取り組んでいきたい。ただ、人をふやせば減るといふ、ちょっとそういうレベルとは違うのかなという私の感触もあるのでございます。今大変そういう意味では、教育の営みは複雑多岐にわたっているということがやはり言えるのじゃないか。こういう根深いものがあるという、そんなことも御理解いただければと。そういう大変な中で、今お話しのように教職員の中にも心的にもやや疲れてくる先生もいたりします。しかし、これはやはり教育に情熱を持っているがゆえに疲れてくるのではないかと私は思っているのであります。楽であれば余り疲れしないのではないかと。そういうことから、やはりしっかりとケアを教育委員会が考えていかなければならない。サポートしていかなければならないと、こう思ったりしております。疲れたから、ではもうおやめくださいということにはならないと思うのであります。しっかりとサポートする体制を持っていくと。

それから、もう一つ、これとは少し角度が違う不適格といえますか、どうも指導がうまくいかないとか、こういう教員については即効薬はないのでございますが、もしそういう先生が名寄にいたとしたら、学校を中心に教育委員会がイニシ

アチブをとる中で、やはり根気強くその先生を育てることも大切だと思うのであります。そういう中で全体の教育力を高めていく、こういうことを基本に考えていかなければならないと、こんなことを思っているところです。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今までお聞きをされていて、今回の教育基本法の改正で名寄市にどのような変革をもたらすかなというふうにお聞きをしていたのですが、余り変革はもたらせられないのかなという気を強くいたしました。

もう一点、この改正に伴って学校ごとに学校地域支援本部という組織をつくりなさいみたいな内容があるかと思うのですが、この学校地域支援本部というのを御説明いただければありがたいのですが。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先日の道新にも出ておりましたけれども、本年度から文科省の関係で北海道の中では60の市町村が学校地域支援本部をつくるという状況になっております。これは、地域ぐるみで学校運営を支援する体制をつくっていくということになっております。全国では、1,800カ所というふう聞いておりますけれども、この中では地域の教育会議、教育協議会のようなものを立ち上げるということでありまして、この協議会の構成につきましては、学校長でありますとか教職員、PTA関係者、自治会関係者、公民館長、そんなことでの協議会ということでありまして、またそのもとには地域コーディネーターも設置をするということになっています。この地域コーディネーターにつきましては、退職の教職員だとかPTAの経験者だとか、そういった方々を設置をしますということでありまして、また、学校の支援ボランティアにつきましても、そういった方々をお願いするということになりますけれども、これは無償ということになっておりますから、その辺の状況についても地域の協力を得なければな

らないのかなというふうに思っています。この学校支援地域の活動でございますけれども、学習支援活動はもちろんでございますけれども、部活動の支援、あるいはこれはクラブ活動の指導者の支援ということになります。また、環境整備でいきますと校内環境整備の支援ということで、これらには造園関係者だとか電気だとか、そういった方の協力も得ているということになります。また、登下校の安全確保ということでは、保護者あるいは自治会の皆さんの支援を受ける。それから、学校行事の開催等につきましてもそうした行事を共同でやっていくだとか、そういったことでございます。この学校支援の部分につきましては、中学校区ごとにそういったものを立ち上げるということになっております。

名寄市におきましては、平成20年度でこの事業については手を挙げてございませんけれども、先日の高見議員の御質問にもお答えした部分の中で、名寄市では東小のコミュニティーカレッジだとか、あるいは風連下多寄小学校のコミュニティースクール、あるいは各学校におけるウイークエンドの学校支援事業、そういったことを実施してございます。また、小学校区ごとには安心会議が平成19年度全部の小学校区に立ち上がって、その中では地域の町内会の皆さん、そしてPTAの皆さんも入って子供たちの安全を守るということでもあります。そういった意味では、この学校支援と若干形は違いますけれども、そうした地域の協力を得て学校と共同で事業を実施するという素地は名寄市内でございますので、この学校支援地域が平成20年度道内の60で実施をされるということでございますので、それらの状況を見ながら、私どものこれらの今ございますそうした組織と学校支援の平成20年度から始まる組織とがぶつかり合わないような形のそうしたような組織ができるのかどうか、これから検討してまいりたいなというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） もう一点、ちょっと文科省が行った調査の中で、病気で休職する先生がこの10年で倍増しているという記述がございました。とりわけ心的要因で休職する先生が3.4倍増となっていると。問題を抱えた先生がふえれば、やはりそれは学校全体の士気や、ひいては教育行政にも暗い影を落としかねないというふうに考えるのですけれども、名寄市における病気で休職している先生の数、あるいはこのうち心的要因で休職をされている先生の数というのは押さえておられるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現状で教職員の病気による欠勤者のうちで、心的要因で休まれている方というのは数名いるわけでございますけれども、これは本人のプライバシーもありますので、正確な人数については申し上げられませんので、その点については御理解いただきたいというふうに思います。

心的要因で欠勤になっているという原因につきましては、子供たちとの間の溝や、あるいは苦情への対応など、そうした関係者のトラブル、そういったこともいろんな要因があると推測されますけれども、こうしたことでの要因を取り除くためには職場全体でのメンタルヘルスの研修、あるいはそうした健康管理の啓発、そんなことが必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 最後に、大変島市長から御丁寧な答弁をいただきました。私のほうから島市長の自己評価に対してとやかく言う筋合いのものは何もないわけですから、これは深追いをするつもりは毛頭ありませんので、この程度にとどめておきたいのですが、ただ来年のこの時期、再来年の12月というふうに、また折々に市長の評価についてお聞きをしてみたいなというふうに考えています。

私昨年の4月の議会の改選で議席をいただいているのですが、その間定例会の通知をいただいているのです。島市長が小野寺議長にあてて、小野寺議長から招集の通知というのをいただいています。私いただいて文書を拝見している中で、島市長は市長選挙、私どもは市議会議員選挙で、それぞれ別個の選挙でこの議場に臨んでいるのですけれども、市長が私たち議員に対する招集権というのに非常に違和感があるのですけれども、私は小野寺議長が第1回定例会を招集しますので、集まれというような通知をいただければ何ら違和感はないのです。ただ、島市長から定例会を開くから集まれというような通知というのはとても違和感があるのですが、島市長、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 大変恐れ多いことをやっているのかもしれませんが、しかし、自治法で執行責任を遂行するに当たって、議員の皆さんの御議論をいただいて執行をスムーズにすると、こういう自治法の精神だというふうに思っております。もちろん議員の皆さんの4分の1だったでしょうか、発議があれば議長が当然議会を招集するという事に相なっているわけございまして、私はこれから地方制度調査会、今第29次でしょうか、やっております、地方制度のこれからも進化をし続けるのではないかと、こんなふうに思っております、現在の日本における地方自治の進め方については首長に招集権を与えていただいていると、こういうことでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） いずれ先ほども申し上げたかなと思うのですが、議論の対象になるかどうか分かりませんが、議会基本条例で市民懇話会、あるいは私どもで組織設置をした議会改革特別委員会で、招集権というのは現在のところ市長の専属権ですけれども、これについてもやはり国の法律、地方自治法の101条でたしか書いてござい

ましたけれども、論議の対象にしていいだろうと。国の法律が絶対無謬ということにはなり得ないわけですから、ぜひとも市民懇話会のほうでも私どもの議会改革特別委員会のほうでも論議の対象としていただきたいなというふうに考えております。

もう一点、市長と議会のかかわりについて、この際だからお聞きしようかなと思うのですが、2006年に地方自治法が大幅に改正されて、暦年で年4回以内の定例会の開催というのがございます。これが削除されまして、回数の制限がなくなっています。ですから、年6回でも毎月開催でも理論上は可能だろうというふうに考えます。一方で、開催の回数を減らして会期を大幅に延長するというような手法をとっている自治体もございまして。2006年に改正されているのですが、私が議席をいただく前にもう変わっていたということなのですけれども、島市長はこれから論議の対象になっていくのだろうとは思っているのですけれども、定例会の開催回数もしくは会期について、今の段階で結構なのですが、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 自治法の中では、条例で定めることができるというふうになっておりますから、最近の事例では年4回をふやす、あるいは減らすというような事例を私どもも情報としていただいております。会計年度の関係もあるのかもしれませんが、3月、6月、9月、12月と、こういうバランスがありまして、自治体によっては3月の定例会が2月からと。今回名寄の場合には、2月から3月にかけてということであります。恐らく臨時会という運用もありますから、定例会をどうするのかというのは日本の地方自治体における一定の経験則から、こういう落ちつきになっているのではないかなと。私どもも定例会以外に臨時会をお願いをして、緊急性のある契約ですとか懸案の事項等について御議論をいただいているケースがありますから、余り回数を多く持つとい

う積極的な意識は持っておりません。臨時会等の対応でいいのではないかと。ただ、ヨーロッパですとかアメリカですとか、私は余り行ってはいませんが、議員の数を多くすればいいのか、少なくすればいいのかということも含めて、その国によって特色があるなど。しかも、若い職業を持っている方が議員に出てくる場合にどういう条件が整っていると出やすいのかと。こういうことも、これは議会の領域まで口を挟む気はありませんけれども、しっかりと考えていかねばならないことなのかなと。そういうことを考えますと、おのずと議会の会期の問題ですとか開催する時間の問題ですとか、やはりいろいろな案が出てくるのかなと、こんなふうに思っております。余り明確な答弁にはなっていないかもしれませんが、そういう印象であります。

**○議長（小野寺一知識員）** 以上で大石健二議員の質問を終わります。

名寄市の雪対策について外1件を、持田健議員。

**○7番（持田 健議員）** ただいま議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

大きい項目の1点目、名寄市の雪対策についてでございます。南地区に雪堆積場を新設についてお尋ねいたします。雪対策の大きな柱は、降った雪をかき分け、除雪をする作業と道路わきなどに積み上げた雪を排雪する運搬作業の大きな2つに分かれております。名寄市の降雪量は、過去の5年間平均は6メートル32センチ、ことしも1月末で5メートル96センチと大雪が降っております。前年同時期4メートル66センチに比べ130センチも大幅に多く、したがって排雪量も多くなり、現在名寄市の指定雪堆積場は5カ所ございますが、これは臨時を2カ所含んでであります。いずれも北地区でございます。中心市街地、南地区近傍には雪堆積場がありません。排雪に係る費用は、除雪に係る費用の約80倍と言われております。南地区に雪堆積場を新設した場合、運搬に

要する時間、距離、使用燃料等は北地区に運搬する場合に比べ約半分以下と推定されます。また、南地区に雪堆積場を設けた場合、搬入台数は多く、ダンプの数は少なく運用できると思いますので、ぜひ南地区にそういうところを考えていただきたい。冬期間を通して比較してみれば降雪量により除排雪の回数は異なると思いますが、石油類の価格の高騰、厳しい財政の折、除排雪地区の近傍に雪堆積場があれば雪対策に対する経費の削減につながり、またエコロジーの面からも有効な対策と考えますので、天塩川河川敷等の活用についてぜひ開発局等と交渉していただきたいと思っております。

次に、道路への雪出し対策についてお尋ねいたします。近年機械を持つ事業者や個人に除雪を委託する事業所や家庭がふえてきていますが、雪置き場を確保しないで門口や敷地内の雪を道路わきや交差点に積み上げるため、交通安全上大きな問題となります。名寄市としては、町内会の協力や市民に理解を求めするため、除雪シーズン前にパンフレットの配布や広報による啓蒙、雪出し現場に立て看板や旗の設置を行ってきましたが、その効果と今後の対応と考え方についてお知らせください。

次に、個人のショベル除雪への対応、考え方についてお尋ねいたします。先ほどの道路への雪出し対策と関連いたしますが、一般家庭において車の保有数が2台、3台と複数になっていることや高齢化に伴い個人のショベル除雪による民間委託が増加している現状と思われれます。雪堆積場が確保できないために道路敷地内に一時堆積される場合もあると考えられます。名寄市排雪ダンプ助成の利用件数が1月末の時点で前年度の約2倍に増加しております。このことは、降雪量が多かったことに加えて市民の雪対策に対する意識の高揚と考えられますが、行政として今後の対応と考え方をお知らせください。

次に、除雪委託のあり方についてお尋ねいたします。名寄市は、除排雪委託業務全般については

業務委託を、積み込み運搬排雪業務委託、これは市の保有する機材を貸与して行う排雪のことでありますが、効率的な排雪が可能なことから実施しておりますが、いずれにいたしましても多額の経費を必要とするものであります。地域による降雪状況の違いが顕著であり、予想が困難な状況がありますが、安全、安心な道路網の確保、万全に期していただかなければなりません。

そこで、業者が除雪機械を購入し、除排雪を業者に全面委託した場合と名寄市が除雪機材を国庫補助を受けて購入し、業者に貸し付けて除雪を委託した場合において、今後の名寄市の雪対策における費用対効果の面からどちらが効率的であるとお考えかお知らせください。

大きい項目の2点目、ごみ処理と衛生についてでございます。リサイクルの推進とごみ処理費用の節約についてお尋ねいたします。一般廃棄物の処理は地方自治体の義務であり、各自治体はそれぞれの分野で処理の方法を工夫しながら行っております。名寄市では、ダイオキシン類対策特別措置法によって旧焼却施設が使えなくなり、近隣町村とともに名寄地区衛生施設事務組合として現在の炭化センターを建設いたしました。また、リサイクルの推進においても再資源化を目指し、近年は容器包装リサイクルの対象となる紙製容器を分別収集するようになりました。エネルギー資源の乏しい国日本が物を大切に、無駄を省き、再利用できるものは積極的に進めようという取り組みは当然のことです。しかし、その費用対効果や市民の協力により分別収集したものがどのように再利用されているか、一度検証する必要があるのではないかと思います。代表的な事例についてお知らせください。

また、平成20年度予算案では名寄市がごみ処理にかかる費用は約5億円です。起債の償還、収集業務の委託やごみ焼却施設の直営の影響もあり、一概に比較はできませんが、焼却処理をしていた平成13年度決算では塵芥処理費を含む清掃費で

2億3,700万円です。リサイクルの必要性や環境対策を十分に行うことは行政として必ず行わなければならないことですが、これらの費用で削減できるものはないかお知らせください。

次に、生ごみの水切り対策についてお尋ねいたします。平成20年度予算の中で名寄地区衛生施設事務組合への支出は3億円を超え、炭化ごみに係る費用は2億7,000万円です。この中には、起債の償還分も含まれていますが、生ごみを初めとする炭化ごみに係る費用は多額であり、名寄市では広報などで生ごみの水切りの徹底を呼びかけていますが、水をよく切ることによる効果はどのようなものがあるとお考えかお知らせください。

次に、小動物の死骸の処理についてお尋ねいたします。小動物の死骸は、本来であれば家族として暮らしてきたものであり、近年民間のペット斎場で火葬することが多く見られますが、経済的にも厳しいなどの事情を抱えた家庭もあり、現在は埋め立て処分場に運ばれると思われていますが、将来どのような方法が望ましいと考えておられるのかお知らせください。

次に、最終処分場の延命化策についてお尋ねいたします。最終処分場の延命化は、最も大切な課題だと思っております。大切な自然を切り開いて処分場を建設するわけですから、環境等を考えてもより長く使うことが重要ではないかと思えます。現在名寄市では、紙くずや剪定木など、また木製の粗大ごみなども埋め立てられています。本来は中間処理をすることが望ましいのではないかと思います。最終処分場の延命化との観点から、今後に向けた考えをお知らせください。

次に、し尿処理についてお尋ねいたします。し尿処理は、名寄地区衛生施設事務組合で行っており、平成20年度の名寄市の負担分は約6,000万円です。この処理を下水処理場で一括して行えば経費の削減につながるのではないかと思います。その可能性についてお尋ねし、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。  
○建設水道部長（野間井照之君） ただいま持田議員から大きな項目で2点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は生活福祉部長からの答弁となります。

最初に、1点目、雪対策についての南地区における雪堆積場を新設してはとの御質問であります。名寄地区における雪堆積場は、御指摘のとおり北地区のほうに集中している現状であります。平成15年度までは、JR大和寮の横を初め数カ所堆積場を確保しておりました。しかし、近隣の民家、農地所有者の方々などから春先の低温被害等の苦情があり、閉鎖してきた経緯があります。南地区及び市街地近隣に雪堆積場を確保することは、運搬距離が近くなり、経費節減、環境の観点からも非常にメリットがあるというふうに考えております。ただ、基本的に迷惑施設であるために非常に厳しい状況にあります。しかし、南地区の雪堆積場はコスト面などからの必要性や民間業者がここ何年かの間に自分の敷地を利用して堆積している状況から判断しても、地域的には少し和らいでいるのではないかとこのように思っております。したがって、河川敷地の占用や民間の遊休地を視野にヤードの確保に努力したいと、このように考えているところであります。

次に、道路の雪出し対策及び個人の機械除雪への対応、考え方について、関連がありますから一括してお答えをいたします。市民の生活様式が議員の御指摘のとおり1家に1台以上の車を所有する家庭がふえ、それに伴い除雪するスペースも大きくなるとともに、除雪機械を所有する業者、個人に委託する家庭が増加している状況にあります。除雪された雪は、道路敷地に堆積されることが多々見受けられます。そのことによって交通障害が起きないように市民や個人のショベル除雪を行っている方々へ周知しているところであります。町内会の協力を得ながら、雪出し防止の旗、看板などの設置を行っているところでもあります。排雪ダ

ンプの助成事業は、平成10年度より実施しており、今年度は2月末現在で496件、1,104台の御利用がございました。平成19年度からは、風連地区にもこの制度を適用させていただいております。個人の排雪費用を幾らかでも軽減できることや道路での雪出し防止のためにも積極的にこの制度を活用していただきたいと、このように考えているところでもあります。

なお、平成19年度における旗、看板の設置は1カ所となっていることやパトロールによって指導させていただいた箇所も1カ所となっています。通常の啓蒙活動が少しずつではありますけれども、浸透してきているのではないかと、このように考えているところでもあります。

次に、除雪委託のあり方についてお答えをいたします。名寄市の除雪業務は、名寄地区及び風連の郊外においてそれぞれ官公需適格組合に随意契約にて委託しているところであります。名寄地区においては、市所有の機械の貸与を含めて委託契約を締結しているところであります。現在業者が保有している除雪機械で名寄地区の除排雪は可能であると考えておりますが、更新をしなければならぬ状況になれば大変高額な設備投資が必要となります。市が国の補助を受けて購入することは可能でありますし、そうなれば御指摘のとおり委託費の軽減が図られると思われれます。ただ、これにも一定の採択基準がございまして、今後北海道とも協議をさせていただきながら検討をしていきたいと、このように考えているところであります。いずれにしても、長期的な除雪計画を持って除排雪作業を推進していくことが必要と考えておりますので、御理解をいただきたいと、このように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから2点目のごみ処理と衛生についてから答弁をさせていただきます。

廃棄物処理につきましては、循環型社会形成の推進により廃棄物のリサイクルを中心に取り組んでおりますが、そのものの素材や排出条件によりさまざまな方法で処理をされ、それに伴い経費も必要となっております。分別収集した資源物の再利用についてであります。平成18年度の資源ごみ収集量は1,608トンで、空き缶で124トン、ガラス瓶で251トン、ペットボトルで111トン、紙パックで7トン、プラスチック製容器包装類351トン、段ボールで161トン、その他紙製容器包装類で88トン、古紙類で515トンの8種類で、その中で収集量が多く、余り再利用について知られていないと思われる事例を2点ほど御報告させていただきます。1つ目に、プラスチック製容器包装類ですが、平成18年度では収集量351トン、処理業者は室蘭製鐵所で、燃料として使用、平成19年度では収集量はおよそ400トン弱を見込んでおり、札幌プラスチックリサイクル株式会社の油化施設において重質油や軽質油等に再資源化されております。2つ目に、飲料用のリターナブル以外のガラス容器ですが、平成18年度では251トンで、そのうち無色ガラスの102トンは北海道リサイクリング有限会社が処理をしており、ガラス瓶等の原料として再利用されております。残りのその他の色つきガラスは、旭川合材株式会社路盤材として利用しております。平成19年度の処理状況は、処理業者、処理業ともに前年同様に推移をしている状況であります。廃棄物処理に係る経費の節約につきましては、廃棄物の排出の減量化が最も効果的であると考えております。具体的には、ごみ処理に係る時間の短縮、燃料、電気料金等の節減、消耗品の節約のほか、各処理施設の延命により新規施設整備の先送りに伴う費用の節減等が考えられますので、今後とも減量化の啓発活動を進めてまいります。生ごみ類の減量化の取り組みでは、過去電動生ごみ処理機やコンポスト購入の助成制度を実施し、普及拡大を図ってきました。現在も継続をし

て段ボールコンポストの講習会を通し、堆肥化のお願いも実施してきております。

次に、生ごみ水切り対策についてであります。排出時の水切りによる効果についてですが、十分に水を切ることにより、炭化処理時の使用燃料の節約となり、結果、処理経費の削減につながるものと考えております。炭化センター開設当初に排出量の多いと想定される事業者を中心に会社を訪問させていただいて説明を実施してきております。今後とも炭化センターを管理運営する名寄地区衛生施設事務組合と連携した啓発により、排出時には十分に水を切ってから出すようお願いをしまいたいと考えております。

3番目の小動物の死骸の処理についてですが、事故等により死亡した犬や猫等の小動物処理は、市の一般廃棄物最終処分場に場所を特定させていただいて埋め立ての処理をしております。議員おっしゃるとおり、長年家族同様に飼われたペットの火葬等については市内または旭川の業者が経営しているペット火葬場を利用していると聞いております。問い合わせがあった場合には、市内の民間業者を紹介しております。小動物焼却施設整備につきましては、総合計画の後期計画の中に盛り込まれておりますが、民間で既に経営されて実績があることから、一定の市民のニーズは満たされていると考えております。今後小動物焼却炉の設置については、他市の状況等調査して、不足している機能がないかにつきまして情報収集をしまいたいと考えております。

4番目の最終処分場の延命化策についてであります。一般廃棄物最終処分場は、名寄地区の内淵と風連の2カ所あり、現在の埋め立て状況は有料化によるごみの減量化が図られたこともあり、両施設とも当初の埋め立て計画期間よりも長く利用できる状況と認識をしております。最終処分場での取り組みといたしましては、搬入される埋め立てごみをブルドーザーによる転圧、たんすなどの大型家具類につきましてはバックホーにより破碎



を行うことによって減量化に努め、施設の延命化を図っております。また、廃棄物問題すべてに共通する課題として、資源物を含めたごみ排出自体の減量化の取り組みが重要であり、ごみ処理に係る経費節約、施設の延命、環境問題の改善にとその好影響は多岐にわたることから、今後ともごみ減量化とリサイクルの推進に向け啓発活動も取り組んでまいります。

最後の5点目、し尿処理につきましては、現在名寄市において1市2町の組合員、名寄市、下川町、美深と準組合員であります音威子府、幌加内町の一部地域で運営している衛生施設事務組合のし尿処理施設があります。この施設は、使用開始以来41年が経過して、老朽化に伴い、また農村部における浄化槽の普及、少子化等でし尿処理量が日最大時の3分の1程度に減少しているところです。また、一部事務組合においては平成17年度に耐久度の機能診断を実施しておりまして、その結果、10年程度の耐久報告を受けております。現施設の下水処理場に受け入れの場合には、し尿を直接投入できないので、前処理施設を新たに建設をしなければならないことで施設改修が必要となり、多額の経費が見込まれています。一括処理に当たり、衛生施設事務組合及び沿線住民との協議等の諸問題がありますことから、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、私からの説明とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） それぞれ御答弁をいただきましたが、さらに理解を深めるため、若干質問をさせていただきます。

1点目の南地区に雪堆積場を新設した場合の効果であります。先ほど御答弁にありましたように、平成15年までに南地区に3カ所急場しのぎの雪堆積場があったとお聞きいたしました。平成16年度より日進地区に大量の雪を堆積できる箇所を民間業者が設置したことから、そこに集中するようになってきたのが現状であります。名寄の市街

地中心部及び南地区からであれば、北地区までの運搬距離はもし南地区に堆積場を設置できた場合を仮定をしてですが、半分、それ以上かなりの距離、時間的にも相当あると思います。したがって、燃料費、ほかの除雪機材等を休ませないでずっと除雪、排雪をするためにはダンプの数を相当数つぎ込まないと対処できないということになりますので、南地区に堆積場を建設した場合、時間的にも燃料的にも少なく済むし、ダンプの数もかなり少なく対処できるし、排雪するためのほかの機材を休ませずに、時間的にも有効に活用できると思いますが、除雪費用の削減とエコロジーの面からはかなりの効果的な対策であると思いますので、ぜひ確保に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほども答えさせていただきましたけれども、今持田議員がおっしゃられるとおり南地区、今北地区に大きな部分が日進のものごみ捨て場のほうに雪を堆積させていただいています。距離数にすると、ちょっとわかりませんが、十四、五キロになるのかなと思います。そんなにはありませんか。10キロぐらいですか。それと、天塩川の大橋の上流側に堆積をさせていただいています。これが今先ほど申し上げましたように、南のほうの徳田なり豊栄のほうに場所が見つかったり、天塩川のもとの深名鉄橋ぐらいに堆積場所が見つかる、距離的にも半分以下になると思いますから、排雪で一番大きくお金を使うのは、ロータリー車が回っている間にダンプが帰ってこないとロータリー車が遊ぶというところが一番ロスが多くてお金がかかるということがありますので、そういう部分では持田議員の言われるとおり南地区に堆積場を持ったほうが効率性も高く、経費も削減できるということはそのとおりでございます。

○議長（小野寺一知議員） あらかじめ会議時間

の延長をいたします。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 南地区にされるよう、また天塩川の河川敷等を利用されるように、ぜひできることであれば将来に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、2項、道路への雪出し対策、3項の個人ショベル除雪への対応についてであります。共通した面もありますので、まとめて質問してまいります。先ほど答弁にありましたように、道路の雪出し等は除雪された雪をともに門口と一緒に一時的に道路わきを堆積場と利用されている場合がかなり見受けられます。また、市民の皆様と受託業者、あとは市がそれぞれの役割を分担して、町内会の協力を得ながら対策に取り組む連携が必要であり、平成19年度の悪質な道路への雪出しは1カ所にとどまったとの答弁でありました。啓蒙看板の設置や旗の設置は効果があったと考えられますので、ぜひ続けて実施していただきたいと思ひます。

次に、除雪委託のあり方についてであります。現在の除雪作業の発注方法として、組合に随意契約の方法をとり委託をする場合と名寄市が保有している除雪機械を貸し出して委託する場合の2つの方法で実施しているわけですが、市が保有している除雪機械は何台あるか教えてください。また、国庫補助を受けて購入したもので10年経過していると聞いております。除雪機材は、業者が68台、名寄市が何台保有して対応しているか、それによって除排雪の委託の問題や名寄市が保有する除雪車を貸し出して委託したほうが委託費が軽減され、市にとっては有利となるということを知っています。国庫補助を受けて除雪機材をふやすことはできないのか、またその台数をどのくらいまで保有できるのか、あったらお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 除雪機の保有台数については、ちょっとお手元に資料がありませんので、調べさせていただきますけれども、御指摘のとおり国庫補助を受けて除雪機を確保、相当数買わせていただいています。ただ、先ほどの答弁もありましたように非常に採択基準が難しいところがあります。機械の耐用年数がありますから、それが切れないと次の機械は買えないとか、雪の迂回路がある道路では使えない。何キロ以上迂回路がない道路がそのまちにあるとか、相当に厳しい基準がございまして、それによって補助採択が認められるということでもあります。今名寄市には、平成13年に積雪寒冷地域建設機械補助事業というのがございまして、それで買っている機械が1台ありますから、それがいつ切れるかによっても変わってくるのではないかというふうに思っています。

今名寄市で保有しているのが9台で、10年超えるのが7台の機械がございまして。以前は、防衛施設局のほうも補助がございまして、そこで買わせていただいた機械もあるのですが、今は防衛庁の補助が少し休止しているということがありますので、この辺も含めて今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひ検討していただいて、少しでも経費が節減できるような方法でこれから先ずっと実施していただきたいと思ひます。名寄市が続く限り、この雪対策の問題はなくなることはございませんので、これについては北国の特徴でもありますし、ぜひよろしく願ひいたします。

続いて、大きい項目2点目のごみ処理と衛生について質問をさせていただきます。リサイクルの推進と処理費用の節約についてであります。キッチンの台所には必ずと言ってよいほど三角コーナーが置かれています。ここに一時生ごみをためてから有料のごみ袋に入れると思ひますが、水が垂れ

ないようにしてもかなりの水が含まれています。そこで、家庭の生ごみをハンドジューサーで搾てみると、白菜やキャベツなどの生野菜はほとんど水分を搾ることができませんでした。煮物などの生ごみでは、重量の約14%の水分がなくなり、また容積では見た目40%ほど減量いたしました。ここで提案ですが、市内の鉄工所などと共同でハンドジューサーのような機能を持った三角コーナーを考えて製品化し、あっせんするというような考え方はいかがでしょうか。このようなことが普及すれば、炭化センターで使用される燃料を削減することは考えられますし、市民も生ごみ用のごみ袋の節約にもつながり、また鉄工所などの仕事にもつながるのではないのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 台所から出る生ごみについては、過去に電動生ごみ処理機も含めてあっせんしたこともありました。一定程度のPR効果があったということと、それから有料ごみ袋を使ってもらって市民の皆さん方に出してもらっているものですから、余り直接的な補助で支援ということはそろそろいかなものかということも含めて、逆に言う的一生懸命水切りをしてもらうことによって有料ごみ袋そのものの節約につながるということでのPR活動を一生懸命にやってきました。持田議員のおっしゃることについては十分理解できるのですが、ハンドジューサーとかというものについての効果等につきましてもいましばらく勉強させていただくということで、今即あっせんを踏み切るとか、地元業者のほうとお話し合いをするという形にはちょっといかないかと思しますので、その種の取り組みがほかの市町村でもどの程度やっているのか、情報収集をさせていただいてということをお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） 生ごみの水をしっかり切るためのものが商品化されていないか、インタ

ーネット等で調べてみましたが、ありませんでした。焼却施設は、他の燃焼カロリーの高いものとともに処理しますが、炭化施設のほうが水を切るということが影響が大きいのではないかと思います。また、商品化されていないのは一般的に売れないかもしれませんが、全国的に有料化が進み、生ごみの水分を少なくすることは堆肥施設を持つ自治体でもメリットがあり、どの施設にも理にかなっており、あわよくばよそのまちからも引き合いがあるかもしれません。とりわけ炭化センター、市民、製造会社がともに利益を共有できると思いますので、具体的な対応策をぜひ検討していただきたいものです。よろしくお願いたします。

次に、ペットなどが最終処分場に埋められる、また木類は処分場での延命化を考えてもやはり中間処理をすべきではないかと思えます。その中間処理には、焼却が最も適した方法ではないかと思えます。かつてのダイオキシンへの加熱する報道などから、法律が制定され、どこの自治体も慌ただしく処理についての判断を迫られた中で、名寄市では炭化センターを建設する道を選択したことはやむを得ないことだったと思えます。その後法律を守るための焼却技術が進み、小型のものでもクリアできるようになったとき、最低限これらの中間処理を考えてみるべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 炭化センターのときに前処理で破碎処理をどうのこうのということで検討した経過もあるというふうに聞いております。今持田議員おっしゃるとおり、ダイオキシンも当時騒がれたよりは、極端な言い方をしますとダイオキシンの頭からかぶっても死ぬことはないというぐらい厳しい意見を書く学者の先生もいらっしゃいます。事実上技術革新が進んだこととダイオキシンの安全性が当初言われたよりも少しニュアンスが違ってきたのかなというふうに考えております。名寄市としましては、今ある最終

処分場を有効に使いながら、今ある機材を使いながら、破碎、圧縮をして延命を今図ろうと思っています。いずれあそこの最終処分場につきましても拡張整備計画を持たなければならないと思っていますので、そのときに焼却ではなくて何らかの破碎処理というか、そういうものも時代の要請としては必要になってくるのではないかと思っていますので、そのとき、そのときの技術革新等も含めまして、より適切でお金のかからない最終処分場の整備はどうすべきか、その辺について十分に検討してから進めてまいりたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ありがとうございます。最終処分場は、いつか必ずいっぱいになって、新たな施設を建設しなければなりません。そのときに市民に内淵の施設あるいは風連の施設はよくそこまで頑張ったと思っていただけるような努力をしなければ、市民に理解をいただくことは容易ではないのではないかと案じます。また、今後最終処分場に埋められたもので仮に中間処理できるようになれば、掘り起こしてでも処理をして延命を図るというような考え方はおありかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 最終処分場の関係につきましても、かなり重機を常駐させておまして、破碎が十分進んだり、不幸にして最終処分場で火災があったりしたことも含めて、一定のかさばるもののかさについては圧縮処理がされたというふうに私理解をしておまして、改めて掘り起こして処分することに対する費用のほうがその費用と比べたときにどのくらいかかると考えますと、相当多額な金もかかると思っておりますので、現在かなり破碎、圧縮された後の状態になっておりますので、これから持ち込むごみをいかに減量化してリサイクル化をして減らすかということのほうに力を入れていきたいというふうに考

えております。

○議長（小野寺一知議員） 持田議員。

○7番（持田 健議員） ぜひそのようにあれをして実施していただきたいと思います。

次に、し尿処理についてであります。先ほど御答弁がありましたように衛生施設事務組合のし尿施設が供用開始されて41年経過していること、それから老朽化が進んでいますということ、あと17年に耐久度の機能検査を実施した結果、10年程度の耐久報告を受けておりますということ、これを答弁をいただきました。名寄市としては、毎年負担金を出しているわけでありましたが、17年の検査でありますとあと7年ということで、し尿処理施設を名寄市としては今後どのようになされるお考え、一緒にこれ事務組合とか違うあれで、衛生施設事務組合と違うと思っておりますので、問題はあると思っておりますが、市としては7年しかもたないということで、それをいずれどのようにされるお考えか、それを聞いて私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 若干の議論経過を説明して御理解をいただきたいと思っておりますけれども、御提言にありましたとおり下水処理場でし尿を直接受けられるという可能性はあります。現に士別地方はそれを実施をいたしまして、し尿処理組合を解散をいたしました。私どもも構成をしている市町村で、その方式を取り入れないかということで議論をした経過がございます。各構成市町村ともにすべて下水処理場を持っておりますので、各市町村の処理を完結型でできないかと、こういう議論をいたしました。しかし、先ほど説明しましたように前処理に非常に設備投資がかかる。それに補助がないということもありまして、どうもやっぱり今設備投資をするということに対して、一つ各自治体ともに大変な思い、こんな財政状況ですから、あるということがありました。そこで、現施設はかなり老朽化していますけれども、どのぐ

らいもつのだろうかということを検討して、しかも建屋は今言ったように10年というふうに話しましたけれども、機器類も含めましてほとんど職員が手づくり修理をやってきた施設でありますから、かつてのままということであります。今回脱水機が少し調子が悪いということで、20年で調査をかけて21年で脱水機を入れようと。しかも、今2系列あるのですけれども、それを1系列にしよう、こういうようなことになっているところでございます。それで、結論といたしましてはできるだけこの施設を、現施設、し尿処理施設を使っていこうと、こういうようなことに相なりました。その議論経過の中で先ほど言ったように、それでは名寄の下水道で全地区のし尿を受け入れてもらえないかと、こういう話もあったわけでございますけれども、それにしても設備投資がかかり過ぎるということで、現施設の有効活用をしていこうということでもあります。建屋が10年ということでもありますから、必ずしも17年から10年で27年にどうにもならないということにはならないだろうというふうに思っています、逐次チェックをしながら、できるだけ今あるし尿処理施設の延命を図っていこうと、こういうようなことで現在落ちついておりまして、しかしじきこの次のステップが来るというふうに思っていますので、これから検討事項ということになってまいります、その際にはし尿処理施設を新しく建てるというよりはむしろ提言のありましたとおり下水処理場での処理をどうするかということになってくるというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で持田健議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。議事の都合により、明日より3月9日までの2日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、明日より3月9日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。御苦労さまです。

散会 午後 5時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 岩 木 正 文

署名議員 川 村 正 彦